

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 6 年 3 月 6 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
専第 1 号 令和 5 年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 7 議案第 4 号 東白川村道の路線認定について
- 日程第 8 議案第 5 号 東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 7 号 東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8 号 東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 9 号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 5 年度東白川村一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 5 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 5 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 令和 5 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 14 号 令和 5 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 15 号 令和 5 年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 5 年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 同意第 1 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 21 同意第 2 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 22 同意第 3 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 23 同意第 4 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 24 同意第 5 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第25 同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第26 議案第17号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第18号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第19号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第20号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第21号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第22号 令和6年度東白川村一般会計予算
- 日程第32 議案第23号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第33 議案第24号 令和6年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第25号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第35 議案第26号 令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第36 議案第27号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算
- 日程第37 議案第28号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	河田孝
村民課長	安江透雄	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	今井信和	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	村雲修	保健福祉課長	安江修治
保健福祉課長	桂川のぞみ	診療所事務局長	安江輝彦
会計管理者	今井英樹	監査委員	安江裕尚

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	居石浩之
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美道君）

ただいまから令和6年第1回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番 安保泰男君、3番 安江健二君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（今井美道君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの9日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（今井美道君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚君。

○監査委員（安江裕尚君）

令和6年3月6日、東白川村議会議長 今井美道様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安江健二。

例月出納検査結果報告。

令和5年11月分、12月分及び令和6年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和5年11月分、12月分及び令和6年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和5年12月21日、令和6年1月30日及び2月22日。

3. 検査の結果 令和5年11月末日、12月末日及び令和6年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

○議長（今井美道君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（今井美道君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、中学校卒業証書授与式。目的、青少年の健全育成に資する。派遣場所、東白川中学校。期間、令和6年3月8日。派遣議員、桂川一喜。

以下、項目名を省略し、項目内容だけ朗読いたします。

消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火防災に資する。はなのき会館、令和6年3月10日、議員全員。

中部国際医療センター陽子線がん治療センター開設記念式典、医療に資する。美濃加茂市、令和6年3月16日、議員全員。

小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する。東白川小学校。令和6年3月25日、桂川一喜。

それ以外にも、既に議長決裁によって議員を派遣したものがありますが、お手元の資料のほうに表を載せておきましたので、御一読のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上になります。よろしくお願ひします。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件を原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（今井美道君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

2番 安保泰男君。

[2番 安保泰男君 一般質問]

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、村の管理施設についてをお伺いします。

現状、村の管理施設は、現在の財産台帳では公用財産、公共用財産、普通財産の3つに区分され、公用財産として庁舎、消防施設、診療所、公用車庫・倉庫など22件、5,170平米、そして公共用財産として保育園、小・中学校、医療・福祉・老人施設、文化公園、住宅、第三セクターなど106件、2万9,218平米あり、そして普通財産の旧越原小学校、旧五加茶工場、各種倉庫としての14件、2,909平米とあります。

村の資源を最大限に活用し、地域の発展に寄与する方策として取り組まれていると思いますが、村の管理施設の活用についてお伺いをしたいと思います。

まず1つ目に、現在の遊休施設の有無、また現在の利用状況をお伺いします。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

安保泰男議員の質問にお答えします。

遊休施設という表現が正しいかどうかは分かりませんが、旧診療所に代表されるように、一定の役目を終えて、現在は建設時の目的とは異なる用途に使用している施設は、村が直接使用する公用財産で22件中4施設、村民の皆様が使用される公共用財産では106件中、旧医師住宅や老朽化した若鮎荘など4施設、普通財産では旧保育園など14件中5施設となっております。

こうした遊休施設の活用については、大半が村の倉庫として活用をしております。本来ならば、役目を終えた施設については解体をすることが最もよい方法かと考えられます。耐震化の基準を満たさない老朽化した村営住宅など、順次解体を計画しておりますが、施設の規模により解体には多額の費用もかかり、建設時と違い補助金も少なく、早急に撤去することはなかなか難しい状況でございます。こうした背景もあり、用途を倉庫扱いということで維持していることが現状となっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

利用率が低い場合の、その理由や課題についてどうされてみえるのかをお伺いします。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

各施設の利用率についての御質問でございますが、特に集会施設などは、ここ数年コロナ禍の状況にあつて、会議や会食、各種行事などが縮小化され、施設を利用する機会が減少してしまし、村の人口減少もあり、建設時は人口3,000人想定で造られていたものも、今は2,000人を切るような状況であり、これは各集落の施設でも同じことが言えると思いますが、10年前、20年前、今の集会施設の建設時と比べれば、各集落とも大きく人口が減っていると思います。

そうした中で、サークル活動などは人口の減少とともに少なくなっていくのが必然であり、いろいろな施設の利用が減ってきていることは否めません。また、先ほども申し上げましたが、現に建設当時と異なる用途に利用している建物は、大半が倉庫としており、これは役場の書庫や保管庫が手狭であり、かといって新しく倉庫を建てることは困難であり、利用可能な建物はやむを得ず倉庫として使用しているような状況でございます。

様々な課題がある中で、集落の集会施設の維持というものも大きな課題の一つです。この件につきましては、以前自治会に行ったアンケートの結果、当面は自治会で守っていけるという心強い回答をいただいております。現状から言えば、村はそれを見守っているような状況でございます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（今井美道君）

2番。

○2番（安保泰男君）

それでは、今のお答えの中での倉庫についてお伺いします。

管理施設のうち、今発表がありましたように、旧診療所、旧学校、旧工場など、倉庫としての用途区分が多く見られますが、公用区分全体に占める倉庫の率が平米数で約55%、普通区分では71%近くになっておりますが、これほど必要なのか、ほかに利用活用が見当たらないのかをお伺いします。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議員御指摘のとおり、先ほど申し上げましたけれども、倉庫として利用している施設はたくさんございます。

まず、これほど倉庫が必要かとの質問でございますけれども、村で保管する書類は、例えば5年間で破棄するものもあれば、永久保存といった重要な書類もございます。村では書類保管システムを構築し、年限の経過したものは順次処分をしながら保管をしておりますけれども、永久保存の重要書類については、本来マイクロフィルムなどの記録媒体で小さくして保管ができれば大きな倉庫は必要ないかもしれませんが、いかんせん現状では紙媒体のものがほとんどであり、そのスペースは確保していかなければなりません。

また、旧診療所について言えば、大規模災害等が発生した際の避難所用の資材を保管しています。各避難所にある災害用倉庫は、その避難所で使用する資材でいっぱい状況であり、またたくさんの人を収容できる避難所は多くはありません。今回の能登半島地震を御覧いただければお分かりになると思いますが、体育館等で長期間避難を余儀なくされる場合も想定されます。それぞれの避難所の倉庫で収まり切れない資材を保管する倉庫がないため、いわゆる遊休化している旧診療所に多くの資材を保管しています。旧診療所には、間仕切り用の資材や段ボールベッド、ブルーシートなどを保管してございます。

次に、他の利用方法についての御質問でございますが、現在遊休化している施設の再利用は難しいと言わざるを得ません。建設当時は、その時代に必要な建物として建設をされておりますが、用途を変えらねば、ある程度改修等が必要となることは考えられますし、古いものですと建築基準法による耐震の問題もございます。

なお、旧診療所の病棟については、これは以前の介護老人保健施設となりますけれども、今年秋、開始を予定している新公共交通システムの待合場所と運転手の休憩場所として利用するような計画でございます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（今井美道君）

2番。

○2番（安保泰男君）

適切な活用をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

地域のニーズに基づいた施設や協力体制の構築に向けて取組が考えられている状況の中ですが、ここへ来まして小中一貫校の統廃合の計画が持ち上がっていますが、どちらか片方の施設が廃棄、解体なのか、ほかの事業展開はあるのか、またそれにかかる費用は一貫校設立計画に含まれるものなのかをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

教育課長 村雲修君。

○教育課長（村雲 修君）

小中一貫校の統廃合の計画の中で、どちらかの施設が廃棄、解体なのか、他の事業展開に活用されるのか、またその費用は小中一貫校の整備費用に含まれるかという御質問でございますが、現時点では、他の事業展開に活用するという方法が現実的で経済的であると考えております。

その理由は、財政規律の維持などを念頭に置いて今後の公共施設の整備を考えた場合、新たに必要となってくるハード的な施設を新設で施設整備するより、廃校となる学校施設をできる限り有効活用することが本村にとってはよい選択であると思っています。また、その場合の施設整備費用は、今回の小中一貫校の整備費用とは切り離して考えてまいりたいと思います。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番。

○2番（安保泰男君）

今の御説明の中で、施設の転用あるいは用途を変更しての活用というふうにありましたけれども、どちらにしても小・中学校の統合に関しての場合、保育園ですとか、教育委員会の建物などは、先ほどの話じゃないですけど、堂々巡りになるかもしれませんけれども、どのようになっているのか、お伺いします。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

小中一貫校の計画につきましては、委員会の答申をいただいて、小学校を活用するのが適当であろうという答申をいただいておりますので、中学校が空いてくるということになります。その中学校をどのように活用するかということは、これから議論をしていくべきであるという答申をいただいております。

私も全く同じ考えで、先ほど課長が答弁したように、その費用は今回の計画には入れてございませんし、今後どの機能を空いた中学校の校舎に持っていくかということはまだまだ全然決定は

されておられません。

今、議員御指摘のような保育園、あるいは教育委員会の事務所等々といろいろアイデアは浮かんでおる段階ではございますが、何も決定はしておりません。これからまずは小中一貫校を整備し、その後、空いてから中学校の校舎についてはそれぞれの議論を進めて、適切なる有効活用を図っていきたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

施設の資金調達、運営費の場合ですとか、解体や地域住民の合意を取り付けるためのコミュニケーション戦略を策定する必要のある中、統合後の施設利用がより円滑に進むことを望みまして、次の質問に移らせていただきます。

大きな課題として、村の基幹産業と美しい村についてお伺いをします。

私たちの村、東白川村の誇る基幹産業であるお茶とヒノキという伝統的な産業が、ここ数年で低迷の兆しを見せています。これは、地域社会全体にとって深刻な懸念事項でもあり、私たちも協力して地域経済の健全な発展を図りつつ、活性させ、産業の再生振興を促進するための対策を検討する必要があると思います、「日本で最も美しい村」連合との兼ね合いを踏まえて質問します。

1つ目に、お茶とヒノキの需要が低迷している背景について、市場調査や需要動向の分析が行われていると思いますが、近年の消費者の嗜好や市場競争の変化が影響している可能性があるのかどうか、お伺いします。

○議長（今井美道君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

安保泰男議員の御質問にお答えをします。

ヒノキと緑茶の需要の低迷要因については、議員も御承知の上での御質問かと思いますが、その要因についてお答えをします。

まず、ヒノキを中心とした木材利用は、1996年以降減少傾向にあり、2009年には対前年比19%減まで落ち込みました。2021年のコロナ禍によるウッドショックにより、世界的に木材の需要が上がりました。一時的に住宅建築は増加したものの、その後の海外情勢の変化による住宅建築資材の高騰も重なり、木造一戸建て住宅の建築棟数は減少しております。2012年の全国における坪単価の水準は、51万4,000円から徐々に上昇し、2022年では79万7,000円と過去最高の水準となっております。少子高齢化やコロナショックの影響で、新築住宅の需要は減少傾向にあることが大きな要因となっております。

一方、緑茶、いわゆるリーフ茶では、近年の消費量は、急須でお茶を飲む機会が減り、ペットボ

トルで飲む人が増えたこと、人口減少や孤食化、食事を作る時間の減少などにより減少していると言われております。農林水産省によると、緑茶は減少傾向にある一方、茶飲料、ペットボトルのお茶ですけど、増加傾向で推移をしております。1世帯当たりの年間支出額も、リーフ茶は減少傾向にある一方、茶飲料は増加しており、その合計金額は1万1,000円程度と近年は横ばいで推移しているとのこと。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番。

○2番（安保泰男君）

それでは、東白川村のお茶とヒノキを生かすために、地域資源や美しい村観光資源の活用策について、振興に向けた連携強化のための協力体制が整っているのかをお伺いします。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

村の基幹産業と言えるお茶とヒノキにつきましては、先ほど産業振興課長が答弁したとおりの状況であり、低迷をしていると言わざるを得ない状況でございます。

御質問の美しい村の観光資源についてはどうかでございますが、まず村が2011年度、小さくてもすばらしい地域資源や美しい景観を持つ村の存続を目的とした「日本で最も美しい村」連合への加盟については、初めて村の美しい景観が村外から認められたという点では大変意味のある出来事ではなかったかということでございます。

美しい景観がすぐに観光資源に直結することはないかもしれませんが、この村に常時住んでいる私たちにとって、ともすれば見落としがちな日々見ている当たり前の景色が、村外の方から美しい景観として認知されたことは、これまでにはなかった大きな出来事だったと思います。村民が美しい村として意識することや、例えばクローチェに村外からお越しになるお客さんが、美しい景観に感動され、再び訪れてくださるといったことは、これまで気づかなかった観光資源であると考えてございます。

確かに連合の提唱する美しい景観と生活の営みという点では、お茶が続けることができなくなるような事態になれば、生活の営みという点で意味合いが違ってくるのかもしれませんが、しかしながら、先人たちが興し、守り伝えたこの景観を、今の時代に生きる私たちが終わりにしてしまっているものだろうかと思えます。

五加地区の茶園について今考えていることは、今後も地主様の御理解をいただきながら、白川茶発祥の地周辺をお茶のシンボルゾーンとして、あの周りの景観だけは村が誇れるお茶文化のシンボルとして残し、維持していくことを考えているところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番。

○2番（安保泰男君）

次に、現状の質問で3番目ですけれども、東白川村の基幹産業が低迷している中、新たな経済活動の柱となる可能性のある次の基幹産業を見つけることも課題となってきております。行政は、地域の特性や資源を考慮し、新たな基幹産業の開発において、どのような優先領域を見定めているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（今井美道君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

安保議員の御質問にお答えをします。

新たな基幹産業の模索や開発についての御質問であったと思いますが、まず森林分野では、近年人々の価値観やライフスタイルの変化に伴い、森林空間を積極的に活用したいという期待が高まり、森林へのニーズは多様化しております。

岐阜県では、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用した森林サービス産業を育成する目的のため、ぎふ森のある暮らし推進協議会が設立をされ、本村も加入をしております。フォレントのようにワイルドキャンプに活用したり、自然体験ツアー、森林アドベンチャー、野外活動などに活用する取組を計画や立案していただけたら、共に知恵を出し合いたいと考えております。

一方、農業分野では、過去にはナス生産組合や梅生産組合など、行政主導で設立をした組合がありました。いずれの組合も当初は盛り上がりを見せたようですが、価格の低迷や組合員の高齢化等により生産者の脱退が相次ぎ、自然消滅のような形で次々と解散となった経緯があります。

農業の新たな模索という点では、五加茶生産組合が今年度で解散という運びとなったことで、茶畑の景観がどうなるのか、またどうするのかという懸念はあります。組合役員の皆さんが知恵を出し合い、転換作物の実証実験が進められようとしております。自家用の茶用として残す茶畑もあれば、奥地の茶畑は山林へ戻す動きもあります。一部の茶畑では、栗やヘーゼルナッツ、ハナモモを植栽し、この地域に合った作物を模索しようとしております。何に優先順位をつけるというわけではありませんが、今後は住民の皆さんや民間団体の皆さん、今ある資源を有効に活用するアイデアを出していただき、それに対して行政を支援していくという体制を築きたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番。

○2番（安保泰男君）

最後に、これらの質問を通じて新しい基幹産業の発展に向けて積極的かつ戦略的な取組が行われることを期待していますが、「日本で最も美しい村」連合の加盟村として、今後の取組はどうされていくのかをお伺いします。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

美しい村連合の加盟村としての今後の取組についての御質問でございます。

折しも令和6年度は、5年に1度の美しい村連合の再審査の年となり、本村が受ける予定でございます。連合の目標には、美しい景観に配慮したまちづくり、住民による工夫した地域活動などが上げられています。美しい景観と生活の営みという点では、加盟した頃に比べると若干弱くなっているかもしれませんが、先ほども答弁させていただいたように、村のシンボルとして美しい景観を守っていく取組と姿勢をアピールし、再審査に臨みたいと考えております。

行政はもちろんでございますが、村民皆様一人一人が美しい景観を守っていくという意識を養っていただくことが、今後の取組の最重要課題になるかと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

これからも前向きに取り組み、人材育成、スキルアップ素質を総合的に検討し、地域振興と持続可能な発展を目指していただけることを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて東白川村の集落支援員の活動と今後の方向性についての質問をさせていただきます。

加茂郡の東部3町村である白川町、七宗町、東白川村は、今後人口の減少にますます拍車がかかると言われております。それに伴い高齢化率も上がり、今までは簡単にできていたようなことがうまく進まないことも考えられます。そんな中での集落支援員の活動には、多くの皆様の期待が寄せられるのではないのでしょうか。

集落支援員は、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して知識を有した人材を集落支援員として委嘱し、集落への目配りとして集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と村の間での話合いの促進等を実施する取組であるとされています。

現在、東白川村では数名の方が集落支援員として活動されていますが、現状の活動や成果、今後の活動方針について、数点の質問をさせていただきます。

それでは、第1の質問に入ります。

集落支援員の制度は、平成20年度に創設をされています。特別交付税算定ベースから見た発足当時の専任の支援員の数是全国で199名であり、兼任の支援員の数2,000名であったとされています。それから15年が経過した令和4年度には、専任の支援員が1,997名と発足当時の約10倍の方々が就任をされています。兼任の支援員は3,174名であり、こちらは発足時の約1.6倍となっています。兼任の集落支援員の方々につきましては、該当の地区の自治会長さん等が兼務されているのではないかと思います。発足後、毎年のように支援員が増加していることは、実施されている業務内容がそれぞれの地域にとっては必要とされていることと思われま

す。東白川村では、令和2年4月1日、集落支援員設置要綱が制定されて以後、多様な事業の展開がされていることと存じますが、その取組や成果の一部を御紹介いただきたいと思います。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

集落支援員の活動の内容、それから取組、成果の一部の御質問でございます。

集落支援員につきましては、議員御質問の中にございました内容でございますが、全国的には集落の抱える問題の点検、集落と行政の連携、そして空き家の調査や入居希望者の紹介、公共交通の確保、高齢者の見守り、買物支援、行事やイベントなどの企画や実施支援など多岐にわたっております。

一方、本村では現在専任5名を集落支援員として設置をしております。その中で、集落支援全体の管理者、そして空き家を利用した移住・定住対策、集落営農支援などに集落支援員を設置しております。移住・定住では、空き家の片づけや映像を利用した空き家バンクなどによって、移住・定住者が非常に大幅に増加をしております。また、広域的な集落営農の拡大など、従来の役場職員だけではなし得なかった成果を上げていると思っております。

また、本年10月から予定しております公共交通においても、集落支援員を設置しました取組で、財政負担を抑えながら、住民の皆様のニーズを満たしていくような活動をしていきたいとしております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番。

○3番（安江健二君）

ただいまは丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、第2の質問に入ります。

我が国の総人口が2026年には1億2,000万人を下回った後も減少を続け、2048年には1億人を割る。さらには、2060年には約8,600万人と現在の総人口の70%となる推計が示されています。一方で高齢者人口は、2035年には33.4%で3人に1人となり、さらに高齢者率は上昇を続け、2060年には39.9%に達して、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢化社会が到来すると推計をされています。

こういった状況が予測される中で、東白川村における集落の様々な行事や活動に関しての集落支援員としての取組や活動についてのお伺いをいたしたいと思います。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

東白川村の今後10年先、20年先を見据えての集落支援員の活動の方針という御質問でございますが、昨年来、本村において集落支援機構を立ち上げまして、集落支援員の登用を積極的に進めてきました背景には、従来の地方行政事務に加えまして、昨今、人口減少による消滅に近づく集落機能の維持という新しい問題に対応すること、そして昨今、賃上げに代表されます人件費の高騰、これが本村のような財政規模の小さい自治体にとっては固定経費を押し上げておりまして、ひいては行政サービス全体の低下を招くということが予想されている背景がございます。

集落支援員という総務省の事業の続く限り、この集落支援員制度を有効活用しまして、一般財源を用いる人件費を少しでも抑制して国費で賄っていくことで、人件費の抑制を図ってまいりたいと思っております。

ただ、総務省の示します過疎地域等における集落対策の推進要綱によりますと、集落の小さな問題を行政のサービスに転換させるための課題の収集に本質はありますので、単に労働力を国費で賄うというのではなくて、これから東白川村では、集落支援員さんを通じて小さな問題を収集させていただいて、行政サービスに反映させていきたいというふうに思っております。

その上で、自治会支援、移住・定住、農業支援、公共交通等、これまでに行政が深く手をつけてこなかった分野に人的資源を投入して集落機能を維持して、少しでも快適な生活環境を提供することに努めてまいりたいと思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番。

○3番（安江健二君）

ただいまは、総務省の制度を利用して、様々な集落の小さな事柄の中まで入っていききたいという大変に心強い意見を賜りました。ありがとうございました。

それでは、第3の質問に入ります。

地域おこし協力隊は、都市部の外部人材を、3年を上限として地域に居住して幅広い地域活動を行い、その後は活動地域への定住・定着をする。一方で、集落支援員は、地域の実情に詳しい内部人材で活動し、期間の上限、年数はなしとなっております。

地元の行政や団体、農業委員などを経験された方は、顔見知りも多く、仕事はやりやすいのではないのでしょうか。全国の集落支援員の具体的な活動内容を紹介したページを見ますと、多い順に1番、高齢者等の見守り、2番、地域資源を活用した地域おこし、3番、講演、勉強会、ワークショップ等の開催、4番、イベント・企画等の開催、5番、移住・定住支援などとなっております。

このような事柄を踏まえて、今後の各集落の会合への参加や行事への取組についてはどうでしょうか。村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

集落支援員の各集落の会合、行政の参加についての御質問でございますが、集落支援員は、本村ではあくまでも公務員という立場で委嘱をしております。行政サービスの手段の一つと考えております。

このため、集落の皆様に対して主導的な支援、側面的な支援でございますが、あくまでも支援であって、主体である地域住民の皆様にとって代わる存在ではないというふうに思っております。あるときは集会に参加させていただき、意見を拝聴し、手が足りないときはお手伝いする場面がこれからもあるかと思えますけれども、あくまでも地域の皆様のお手伝いをするというスタンスで地域の皆様と接していくようにしたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

それでは、もう少し細かいところだとか、踏み込んだ質問をさせていただきたいと思えます。

東白川村には、神土、越原、五加の3区と各自治会があり、またその中には班長もあります。大型の自治会は順番制で、何年かするとその大役が当たってくることになります。事務や会計を経験された方にとっては何でもないことが、そういったことが得意でない方にとっては苦痛であり、その役を次の方に回してほしいといった声も多く聞かれます。

それでは、第4の質問に入ります。

自治会、シニアクラブ、各種サークルなどの事務及び会計など、パソコンを使つての補助活動があれば、会の運営も随分と楽になるのではないかと思います。こういったことから、もし依頼があれば、いきなり事務全般を引き受けるのではなく、手書きの文書をパソコン入力する、あるいは会計報告書を作つてあげるなどから始めたらいかがでしょうか。集落の内情や運営などのことも理解ができて、行政とのパイプ役となり、仕事の推進にも役立つのではと考えます。この件についての村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

パソコンを使つて総会資料などを作る補助活動についてのお答えをさせていただきます。

現在、集落支援機構では、自治会の皆様の総会の資料、そうした作成支援を行う用意ができてお

ります。また、シニアクラブさんなど、高齢者福祉として現在支援させていただく体制であります。ただ、サークル活動など、そういった分野につきましては、場合によってはお引受けできないこともありますけれども、地域活動を進める上でも今後幅広く前向きに対応させていただきたいというふうに考えています。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番。

○3番（安江健二君）

小さなことですが、少しでも自治会の手助けになればといったことを思います。ありがとうございました。

それでは、5番目の質問に入ります。

今後、深刻な過疎や高齢化社会が訪れます。それに伴い、独居の高齢者の方の増加が見込まれます。その方の住宅付近の整備、生活必需品の買物、近所との付き合い等、様々な問題があることと思います。

東白川村集落支援設置要綱第5条には、集落支援員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とすると定められています。これにより、そういった秘密は守られることと思います。地域での困り事などについては秘密性にあるものですが、民生委員の方との連携の上、進めていくことが解決につながるのではないのでしょうか。この件についての村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

地域のお困り事について民生委員さんと連携の上、進めることが大切でないかという御質問でございますけれども、民生委員さんの相談活動は、個々の非常にデリケートな悩みや、そういった問題について対応することでございますけれども、集落支援員は、村長の政策に基づいて特定の分野の集落のサポートを行うことにあります。

ただ、個々の課題の集合体が地域の課題である場合も多くございます。今後予定しております公共交通については、路線や運行時刻など住民レベルのニーズを反映するために、既に民生委員さんへ協力をお願いいたしまして、了承いただいておりますけれども、小さなニーズを酌み上げるためにも、民生委員さんとの連携を図って集落問題を解決していくということを考えておまして、民生委員さんとの連携、大変有用であるというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番。

○3番（安江健二君）

ただいま副村長の民生委員と連携を取ってやっていきたいということで、大変力強いお言葉だったと思います。

人口の減少は、将来にわたり日本全国共通の深刻な問題であります。特に我々の住む中山間地域にとっては、先祖伝来のこの土地や生活環境を少ない人数でいかに守り、後世に引き継いでいくのか、簡単には答えの出ない大きな課題であります。

そんな中で集落支援員の活躍は、今後村民の方々の大きな期待が寄せられるのではないのでしょうか。新型コロナ感染症も一段落し、人流も元に近い状況になってきました。集落の活動が以前のように活発になることを願い、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美道君）

ここで暫時休憩とします。10時40分から会議を再開します。

午前10時29分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（今井美道君）

予定より早いですが、皆さんおそろいですので会議を再開します。

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一問一答方式にて一般質問を行います。

小・中学校統合に関し、より慎重に計画を立てる必要性について。

教育委員会によって設けられた小中一貫校の設置に関する検討委員会より、村長に対して答申がなされました。限られた一部の村民によって検討されてきたために、多くの村民はその事実、詳細すら知らないのが現状です。教育の範疇であるとはいえ、住民のアイデンティティーに大きく影響を及ぼすと言われている母校存続の問題、社会全体として子育てに取り組んでいる昨今の状況、それらを鑑みたとき、行政からの提案としてではなくて、広く村民全体の課題として取り扱う必要があると思います。

そのためには、意見を聞く範囲を教育関係者や保護者、生徒だけにとどまらず、全ての村民からも意見を聞くようにすべきだと考えます。そうなると、答申を受けた村としての計画を進めるに当たっては、もっと時間に余裕を持って検討していく必要があるように思います。

そこで、村長としてのお考えを幾つか伺いたいと思います。

まず、東白川村には小学校と中学校を統合する予定、もしくは計画がありますか。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川議員の御質問にお答えをします。

小学校と中学校を統合する計画があるかないかという御質問でございますが、改めての御質問かと思えますけれども、桂川議員には小中一貫校の設立に関する検討委員会の副委員長として提言書の作成に適切なアドバイスをいただくなど、大変お骨折りをいただきありがとうございました。

1月の半ばに答申された提言書の内容に基づき、村として東白川村義務教育学校設立基本計画をもって設置に向けた準備をこれから進めていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

実際には、先ほど説明していただいたように、検討委員会のほうに私は出席しておりましたので、詳細については知ってはいますけれども、この一般質問を通じて一般の方にももう少し情報提供の場になればと思って、この最初の質問をしたわけですけれども、今、村長の答弁の中に、統合の話はあると。そして、義務教育学校という単語が出ておりましたが、多くの人に質問、この話題を振りましたところ、ほとんどの方がその言葉の定義、意味を正しく理解されている人が本当になくて、小学校・中学校を1つの学校にするであろうということは、さすがにイメージの中ではしっかりしておりますが、ここで問題になってくるところが、6年間を中心とする小学校、それから3年間を中心とする中学校というものがそのまま存在したまま6・3制を維持するのか。それから義務教育学校という答弁の中に、村長、ありましたけれども、一般的に義務教育学校といった場合に、中学校・小学校の境を取り除いて義務教育の期間である9年間を1つの学校として扱う。一般的に多いのは、1、2、3、4、5、6、7、8、9学年を1つの、9学年制という1つの学校をつくるという、この辺が多くの方が理解できていなくて、ただ1か所に小学校と中学校が集まるんだという認識でこの計画が進んでいき、聞いている情報もその程度の情報だとなっています。

実際には、まだまだ今後の計画をしっかりと煮詰めていくという村のほうの話は何度も議会のほうには提案されておりますので、今の時点でそこまで決定しているかどうかまでは定かではないというお答えになる可能性はありますが、現時点で6・3制を崩して9学年制までの計画になっているということで、村の認識はよろしいのでしょうか。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問のとおりということでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

それでは、答申書を受けたということで、現在は行政、そして村長の手のうちにこの課題が存在

するわけですが、村長の責任において、住民説明であるとか、もしくは公聴会のようなものを実行する予定はありますか。

○議長（今井美道君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

議論が足りないのではないかという御指摘と、そして御質問かと認識をいたしました。

この経緯については、昨年度から今までに自治会の自治会長会議等において、教育長から2回、簡潔に子供の数が減少してきているため小・中学校を統合したいというお話をいたしました。その際には、各自治会長さんからは特段御意見はございませんでした。

また、村の広報紙では、令和4年11月号と令和6年2月号で小中一貫校、義務教育学校についての記事を掲載させていただき、ただいま議員がお話になったその内容等についても掲載させていただいております。この際にも、特別な御意見はいただいておりません。私としては、むしろ1月の提言書の内容を紹介した広報を読んだ住民の方から、恐らく保護者の方かと思いますが、こういうお話なら、もっと早く今の子供たちのために実現できないかという声をいただいたというのを聞いております。

村長と語る会や集落座談会、いわゆる公聴会、説明等、こういったことについては、本来は昨年10月、秋頃に実施をしまえろかなという思いではございましたが、先ほどいろいろ上がっております課題等について、検討委員会の中の議論がなかなか進んでいないという状況で住民説明会等を開いても、それは適当ではないという判断をし、答申を基につくりました計画を基に、今後村長と語る会や集落座談会等の開催を計画した進捗状況等についてお話をしてみたいというふうに考えております。

中身のある計画としてお話をして、それに対して御意見を承ってまいりたいというふうに考えております。村長と語る会、あるいは集落座談会と申し上げましたが、恐らく集落座談会になろうかなと思いますが、私の任期も4年いただいております中のちょうど中間になりますので、ほかの課題も併せて令和6年の秋、集落座談会を各地で開催をしていきたいと思っております。その中に、この小中一貫校あるいは義務教育学校実現に向けての計画についての内容を詳しく御説明して、御意見を承っていくつもりでございます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

村長としては、住民説明につきましては、これは説明という言葉ですので、いろんな方法、どの方法を取っても必ず住民は漏れるものがありますから、逆に村長がおっしゃった方法で説明が一応ある程度済んでいるということに関しては、僕としても異論はありません。

ただ、意見集約がまるでなされているような反応があったとはおっしゃいましたけど、これにつ

いては少し疑問点がありまして、例えば自治会長さん会議におきましては、自治会長さんが全ての住民の意向を聞いた上でそこに参加しているわけではない。なので、自治会長会における異論がないからといって、住民側からの意見が集約できたとは到底考えられるものではなく、同じように、広報をただ単に一方的に発行した段階での住民からの反応がなかったということも、これは実はフェアではなくて、たまたま反応があった人だけの意見しか実は届いていなく、反応のない人がどういいう意見であろうかということについては、それだけでは判断は不可能であろうかと思ひます。

そこで、先ほど村長がおっしゃったように、今後の村長と語る会等、ほかの課題とともに説明したいとおっしゃいましたが、先日議会におきまして、全協をあえてこの小中一貫校を単独に分けた理由というのは、やっぱり一つの課題において意見のある人をきちんと集めた上でその説明をし、それから意見を聞くというのが本来の姿であろうかと思ひます。毎年毎年行われるようなことで、これを一々やっていたら大変なことは分かります。でも、何十年に一度と言われるような今回のような施策におかれましては、もっともっと広聴、要は住民の意見を聞く、その聞くということを積極的に前面に押し出した何かしらの施策が必要ではないかと思ひます。

もしくは、最近ですとネットを使ったりすることも可能ですので、パブリックコメントなどをぜひとも集められたらいかと思ひますが、これについてもう一度村長のお答えをお願いします。

○議長（今井美道君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

この計画の説明については、教育委員会のほうで既に何回も当事者であるPTA総会（小・中）、あるいは保育園の保護者会、こういった場所で、その内容を教育長から詳しく説明をしております。一般住民の方全員に説明する機会がなかったのは事実でございますが、当面のところの教育に関して一番関心の高い子供さんたちをお持ちの方々には、十分な説明がなされていると私は認識をしておりますので、議員とは考えが少し異なることだと思ひます。

また、集落座談会をやるときに、単独でこれだけをやれという御意見でございますが、このことをやるときには、今回はこの課題について御説明をいたしますから、関心のある方はぜひともお出かけをくださいというような広報をしっかりとやってやりますので、議員御懸念のようなことにはならないというふうに考えております。しっかりとした運営をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

先ほど、教育委員会の検討の折には、当事者であろう人からはある程度説明もしくは意見は集約できたとおっしゃってました。検討委員会の中でもその話は実は出ておきまして、小学校・中学生が一番の当事者であるということは多分多くの方が一番認識してみえる点であろうかと思ひます。

検討委員会において、アンケート調査を当事者である小・中学生にも実行してほしいと僕のほうからお願いしたところ、アンケートは実行しましょうという返事はありませんでしたが、中学生に対しては生徒に対するアンケートというのが行われましたが、残念ながら検討委員会の上では、小学生を当事者としたアンケートに関しましては、どうも実行されたということも報告もありませんでした。小学生に対してのアンケートも実行する必要があるのではないかと思います。これについては、村長の手のうちにこの問題がありますので、村長に伺います。

村長の考えとして、当事者は聞いたとさっきおっしゃっていましたが、小学生そのものに対してアンケートを行う予定というのではないのでしょうか。

○議長（今井美道君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

小学生に対してアンケートを行う予定はないかという御質問でございますが、この件につきましては、教育現場でのアンケートの実施についての御質問でございますので、教育長から回答いたします。

○議長（今井美道君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

教育現場でのアンケートの実施について御質問ですけれども、確かに子供は一番の当事者です。そこで、中学生・高校生とかに向けて、大人向けと同じような設問内容でアンケートを取ることには、難しいことではないというふうに考えております。実際、東白川中学校の生徒にも小中一貫校の説明をした後、アンケートに回答していただいた内容は、中学生、しっかりとした内容でした。

しかし、小学生に向けた義務教育学校に対する設問を設定しようとする、目的、内容、回答形式、回答後の適切な集計に至るまで、大人向け、中高生向けとはかなり変化を加えた設問が設定されるために、アンケートは中学生生徒までとさせていただきます。

また、検討委員会の委員として御出席いただいた桂川議員の御提案で、これぐらいの内容なら中学生からアンケートを取ってもらいたい。将来帰ってくるのは今の保護者ではなく、今の中学生が大人になったときに、母校じゃなくなった学校に子育てをするのは今の中学生で、本当は小学生にもアンケートを取りたいのですが、文章的に小学生ではハードルが上がり過ぎになるので、中学生まではという御意見でしたので、検討委員会に御承諾をいただき、教育委員会が学校へ出向き、説明をした後に中学生からアンケートの回答をいただきました。したがって、小学生にまでアンケートを取る予定は今のところしておりません。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

この件に関しては、また後ほど別の形でもう一度触れることになろうかと思えます。

Iターン者、Uターン者を迎えようとしている東白川村にとっては、実は近隣の都市部との教育環境というものに大きな差が生じないことが大切であろうと私は考えます。今回の計画は、都市部との教育環境の差が拡大するおそれがあると思えますが、村長としてはどうお考えになりますか。

○議長（今井美道君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

行政において、教育行政と一般の行政、村長部局と教育委員会、これは明確な役割分担があると私は思っております。今御質問の教育格差の問題というのは、村長への質問ではございますけれども、教育の専門家である教育委員会の長としての教育長からの回答をさせていただきます。

○議長（今井美道君）

教育長。

○教育長（神戸 誠君）

桂川議員の恐れる教育環境の差の拡大というのは、まず義務教育学校の形態に慣れていない状態で転入してくるということだと考えますと、それは転入生に限ったことではなくて、最初はどの子も慣れていない状態で始まりますから、どの子も条件というのは同じだと思います。都市部から転入してくる子は、そもそも現状の東白川村の小学校・中学校に転入すること自体が大きな変化だと思います。転入生が学校になじめないという例は、今までほとんどありません。すぐになじんで楽しく学校生活を送っている、それが現状です。それが義務教育学校であろうと、それほどハードルが上がるとは考えておりません。

あと、義務教育学校は特別な教育課程をつくることのできるもので、それが転入生にとってはハードルが高いというふうにお考えなら、その心配はもう御無用だと私は思っております。総合的な学習でふるさと学習等を行う程度で、あとは今までどおりの学習です。小学校は小学校、中学校は中学校の勉強をする。普通に学年どおりの教科書を使って、今やっておる内容と同じような学習をする予定です。

学習内容の学年の入替えを、義務教育学校の特権であります教育課程の入替えを行うということは考えてはおりません。むしろ、専門教科の先生に小学校の段階から教えてもらえるということで、教育環境は改善されるというふうと考えております。

子供が環境に順応する力というのは、大人よりはるかに柔軟ですから、私は心配する必要はないと考えております。子供でも大人でも、誰でも最初慣れないことには不安がついてくると思えます。でも、慣れてしまえば、その状態が普通になるというふうと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

議論を進めます。

現状の教育環境に対して、実は当事者である小学生・中学生、もしくは保護者から村に対して、もしくは村長に対して、改善要求というものがあつたと実は推測するわけです。実際に改善要求というものが、要は現状に対してこう変えてほしいというものがあつたのか、もしくはあつたとしたら、それは緊急性というものが果たしてあつたものかをお答えください。

○議長（今井美道君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

この御質問に対しましても、教育委員会所管の御質問でございますので、教育長から回答いたします。

○議長（今井美道君）

教育長。

○教育長（神戸 誠君）

子供や保護者から先に統合してほしいというふうに要求されたことはありません。教育委員会から、今後子供の数がどうなっていくかという見通しの資料を示してからは、このままでは寂しくなってしまうという声は聞こえてきました。

緊急性があるかどうかということについては、現在でも、かつてと比べたらものすごく子供の数が減少しておって緊急性があります。令和6年度は、小・中学生の合計は119人の予定ですが、1年ごとにどんどん減って行って、令和8、9年度、二、三年後は100人ちょっととなって、令和10年度からは、ずうっと100人を切る見通しを持っております。1年に六、七人減っていくという、これは我々のような小さな小学校・中学校を抱えておるところでは非常に大きな数だというふうに考えております。子供の生徒会とか、そういった委員会活動もどんどん縮小せざるを得ませんし、PTA活動も同じような状況で、緊急性は高いというふうに考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

本当は今の質問というのは、緊急性を要求としてあつたかということを実は伺いたくて、行政側、教育委員会側は緊急性があるというのは、この2年間もずうっと伺っていましたので、あくまでも要求としての緊急性についての確認でしたが、今の話を逆に考えますと、要求としても特に緊急性は残念ながらなかったものと推測したいと思います。

そこで、もう一度村長のほうに引き戻すためにも、小・中学校の改修には多額の予算というものが必要になってきます。今年度予算から基金の積立てというのが既に始まっているわけですが、基金が十分にたまってから計画を立てたほうが、実は小学生・中学生、保護者、教職員にとっても理

想となる施設改修が実現できると考えます。村長としては、その点についてのお考えをお答えください。

○議長（今井美道君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

ただいまの御質問の回答の前に、緊急性の議論を少しさせていただきますと、議員は緊急性があったかなかったかを聞いたかったと。緊急性がある要望があったかなかったかを聞きたいということでしたが、私ども教育委員会も含めまして検討委員会そのものが、これは緊急性がある課題があるから、こういった考えを実現しようとして努力をしていただいたというふうに考えております。

これは、住民の方々から意見があったからやるというものでもなくて、やはり将来を分析してやるのは我々行政の責務であると考えておまして、公共施設の適合性や、それから子供の数の問題、教育レベルの問題等々、教育長がお答えしたいろんな課題について、これが一番適切であると思って計画を充実しようとしているところでございますので、申し添えさせていただきます。

さて、そういった計画を資金が十分にたまってからやったらどうだという御意見でございました。先ほど私も述べた、あるいは教育長が述べたように緊急性を認めております。そして、いろんな説明会でも、そのことについては納得をいただいております。財源としては、現在積立てをしておる基金だけではなく、他の財源、言わば起債とか補助金等も考慮に入れ、義務教育学校設立のための整備費用を準備してまいります。

当初頂いた提言書は、令和10年開校を目指すというふうになってございましたが、その後、先ほど少し御指摘があったように、少数意見ではなかったかという御指摘がありましたけれども、私自身が、せっかく議論が始めているいろんなことを皆さんが考えていただいている間に、言わばことわざで言いますと、鉄は熱いうちに打つべきだという御意見もありましたし、私もそのように考えますので、1年前倒しをして、これ以上前倒しをすることは不可能ではございますが、ハード的な面、ソフト面的な議論を進めて、令和9年度開校を目指して計画を進めたいと考えております。

したがって、財源についても十分必要な金額をはじき出した上で考え、措置をして、事業を実施したいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

この議論、最初のほうに言いましたように、議会においても特別これを議題とした全協というのは開かれたわけで、そこでも実は村長に対して少し似たような趣旨の質問をさせていただきました。

特に一番重要になってくるところは、現状中学校があつて小学校があつて、それぞれに教室の数、分かりやすいところというと、体育館というものが1個ずつあつたりとか、講堂が1個ずつあつたりとか、ランチルームという要素のものがそれぞれあつたものが、統合したときに数が減っちゃわ

ないかと。一応そのような質問をしたところ、実はある程度の教室は担保する、当然、そこで減ってしまって、生徒の利便性が減るようなことはないように努力するよというの答として伺いましたが、早速体育館については、まさか2個目は建てられんだろうとおっしゃったのも、後で確認しますが、確かだったと思います。

でも、それよりも実はもっと問題にしたい発言がありまして、数年で使わなくなってしまう、要は現時点では人数が足りていても、数年後に人数が減ってくることによって、その教室等が使われなくなってしまうものについて、果たしてそれを今度の統合時に造るかどうかは疑問点であるというような趣旨の発言を村長はされたと思いますが、今の2点、体育館については到底造れるものじゃないとおっしゃったこと、それから数年で使わなくなってしまうものは、さすがに今回は造れんだろうとおっしゃったということは記憶にございますでしょうか。

○議長（今井美道君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

全協質疑の中身についての御質問でございますが、どういうふうにご改造していくかというのは、これから皆さん方と一緒に検討していくことでございますので、決まったことでは全然ございませんが、今御指摘の小学校の体育館は広くて、十分小中一貫校、義務教育学校になっても対応できる広さを持っているというふうにご考えておりますので、問題は中学校の体育館、これは一般の村民の方々も利用される村民体育館という形でございますので、今年度予算をつけて、今屋根の雨漏り対策の改修を行いました。この後、予定では壁面のクラック、ひび割れ、こういったことに対して補修をしていく計画ではございましたが、小中一貫校の様子をもう少し議論を進めた上で、予算的な別の理由ですね。今年度、大きな事業をやる予算的な余裕がないということもございまして先送りをさせていただきただけで、中学校の体育館は、引き続き村民の皆さん方が活動できる体育館、あるいは災害のときの避難場所として、これを廃止するとかいう方向では全然考えていなくて、しっかりと補強を今後やって使っていくという考えでございます。時期を少し遅らせたということでございます。

それから、数年で要らなくなる教室なんかをちょっとちゅうちょするということを行ったかどうかは記憶にございません。計画を立てる段階で皆さんと議論し、あるいは学校側の意見も聞いて、必要なものは必要なものとして整備をしていく予定であります。1年、2年だけ我慢しなさいよということはいかんよという多分御意見かと思いますが、そういったことのないように教育環境を整備することは村の責任であります。それをどのように活用していくかは、学校あるいは教育委員会のお仕事だと、このように割り切っておりますし、中学校が小学校へ行くことになりましていろんな機能が必要になってきますので、そのことについては中学生が不便でないように、しっかりと環境を整えていく新しい形の学校にしたいというふうに思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

ちょっと議事録がしっかり取っていないことによって、この辺は少し曖昧なお答えになったのは仕方がないと思います。

実は緊急性の話をどうしても少し確認した理由がこの後にありまして、何年か後に、とにかく生徒の数が減ってきて、今の現状ではままたまならないことになろうということをずうっと最初の起爆材料としておっしゃっています。今回議論が巻き起こって、ようやく2年というか、正確には1年半ぐらいが終わろうとしているわけなんですけど、そこから建て終わるまでに、事実上5年もたたない状態で完成するんじゃないかぐらいの勢いで話が進んでおります。逆に言うと、準備さえしておけば、5年以内でこの計画というのは実行できるということを今皆さんが証明してくれているようなものです。

それとは別に、先ほど既に体育館の話をされましたけど、これは住民にとっての体育館の数が減らないだけであって、小・中学生、特に学校における活動時においては1個減るということは今お分かりになろうかと思えます。

何が問題かという、合併することによって問題点があるんだとしたら、逆にそれを先送りにして、現状のままで問題点が本当に問題になるまで、もう少し放っておいたらどうかということです。そのことによって、現状に特別な不満のない小・中学生にとってみると、ぎりぎりまで今の不満のない状態、不安のない状態を維持し、そこで現実として不安もしくは問題が表面化してくるタイミングを見計らって、この事業を進めていけば、そうなれば合併後に得られるメリットのほうが、まさにデメリットのほうをほとんど感じなくなるだろうと。

それと同時に、検討委員会も含めて、全協も含めて、実は教育長さんから諸問題、細かい問題は教育で何とかできるはずだとおっしゃっていました。実はこれを逆から考えましたら、現状における何らかの問題、それから少数化によってどんどん進んでいく全ての問題は、実はハードをどうこうするとか、仕組みをどうこうするのではなくて、教育というものが解決してくれるのではないだろうか。実は教育で解決できることを、今、村が税金をつけて改善しているんじゃないか。僕は、教育のことを疑っているわけじゃないんです。教育長さんが現場上がりであるように、教育というものを信じています。なので、ほとんどの問題は教育現場の教師、教員の努力・工夫で解決できるだろうと思っています。

それからもう一個、小学生にぜひとも聞いてほしいと思っているのは、実は小学生は十分大人だからです。かがやき発表会を通じて小学生の活動を聞いていると、もう十分大人です。それから、新しい環境にも子供たちは適応していつくれるだろう、教育長そう言っていただきました。本当にそのとおりです。どんな環境にだって子供たちは適応する能力を持っています。だから、今の環境がそのまま続くとしても、これも子供、教育、それから教育現場、それから教師、それから保護者も含めまして、何の問題もなく対応していける力があろうかと思えます。

村長にもう一度最後に問いますが、村というのは教育だけにお金をかけられないのが現実です。

これは理想、幾らきれいごとを言っても現実です。村は、日頃からお金がないお金がないといって、住民にお金がないから我慢しろと強いている中で、先ほど言ったように、教育現場、それから子供の力を信じるならば、逆にこの教育にかけるお金を少し後ろに延ばしながらも、バランスのいい予算執行というものをもう一度考え直していただけないか。決してやめてしまえという横暴なことを言っているわけじゃないんです。もう少し時間をかけながら、それから子供を信じてゆっくり待つことによって予算に余裕ができる。そうすれば、もしかしたら校舎を壊して、40年以上使った校舎を直して使うのではなくて、新品のぴかぴかな校舎で新しい学園生活を迎えさせてあげられる、そんな夢も持てないかと。そんなことを言って終わってしまうのは失礼なので、村長としての最終的な御意見のほうを伺いたいと思います。

○議長（今井美道君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

5年間あればできるから、もう少しゆっくり考えて、そして貯金もしっかりしてやったらどうか。その間は子供たちが学ぶ力とか、先ほど教育長が言った環境適応能力があるから大丈夫だから、そうやったらどうか、そういう御意見だというふうに承りました。

しかし、5年間というのはかなり重い年月かなと思います。そういったことは、まさに、あるいは子供さんたちの数がこれ以上増えていかない状況がずうっと続く中で、教育に関しての弊害が出てきたときに、それから慌てて我々が学校をどうしようどうしようというようなことは、これは教育委員会としても、行政としても、何をやっておったんだろうという、そのときの人たち、子供たちに叱られる事態になるというふうに思っておるので、早くから議論を始めていただき、そして準備を始めております。そして5年間をかけてやりたい。ここは考えが乖離するところがございますので、仕方ないかなというふうには思います。

それから、新しい校舎を建てたらどうかという御提案というか、御意見というかありましたが、何年先になっても、人口がこれから残念ながら減少傾向で進むと思います。そういったときに、新しい校舎を建てる財力が東白川村にあるかどうかということも私はよく考えました。したがって、今ある校舎がまだ力を持っている間にしっかりと直して使っていきたい、このように考えて、この計画を進めることにいたしました。

もう一点、財源がない財源がないと口癖のように言う、村長はおっしゃいましたが、確かに潤沢にあるわけではないですが、今年度の当初予算、後ほど提案させていただく当初予算も30億です。これは、可茂管内の住民当たりの予算額としてはかなり高い水準だと思います。一生懸命皆さん方の御協力をいただいて、なるべくかゆいところにも手の届くような施策を打って、その上で、まだやっぱり完全に満足していただけるだけの施設は造っていけないよ、あるいは制度ができないよということで財源が厳しいと言っております。

将来的な負担のことについても、今まで使った施設の債務の返済ということも計画に入れながら考えていかなきゃいけないので、そういったことのバランスも取りながら考えているわけで、何年

待てば東白川村で新しい学校が造れる状況ができるかということは、到底私には考えられませんので、今行政を預かるトップとして早めに……、早めにとっても私は決して早いとは思っておりません。子供の減少がこれほど現実になってきたときにやはり計画を立てることが、今、村政を預かる、あるいは教育行政を預かる我々の責務だと思って、この計画を進めさせていただきますので、御理解と御協力をいただきたいと思います。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございます。

村長がことわざを取り上げまして、鉄は熱いうちに打てということわざを紹介していただきました。

これで質問を終わりますが、私のほうからは、せいては事を仕損じるということわざもあるということをお紹介しまして、この質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（今井美道君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（今井美道君）

それでは、会議を再開します。

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和6年3月6日提出、東白川村長。

記1. 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第9号）（別紙）でございます。

1枚おめくりください。

専第1号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第9号）。令和5年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,584万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,924万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和6年1月24日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額1,584万4,000円の追加。説明欄を御覧ください。普通交付税で収支のバランスを取るためのものがございます。

次に8ページでございます。

3番、歳出。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額1,104万4,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。ふるさと納税事業でございます。3月14日時点で寄附額が5,159万7,000円になりました。3月いっぱい5,560万円を想定いたしまして、今回不足分を専決で補正をさせてもらったものがございます。報償費でございますが、ふるさと納税還元記念品482万9,000円の追加。需用費は封筒の印刷費でございます。これが8万3,000円の追加。役務費が郵便料、宅急便料金等で347万8,000円の追加。委託料につきましては、ふるさと納税事業の業務委託料123万9,000円の追加。これにつきましては、ふるさと納税事業の業務に当たる業者に8%分を支払うものがございます。使用料及び賃借料につきましては、ふるさと寄附金受付決済システム使用料で141万5,000円の追加でございます。このシステムにつきましては、ふるなび、さとふる、楽天、ふるさとチョイスの4社を利用しております。以上でございます。

次に、8款2項1目道路橋梁維持費でございます。補正額480万円の追加。説明欄を御覧ください。委託料で村道除雪等業務委託料、原材料費で村道維持修繕用の原材料費ということで、凍結防止剤を購入したものでございますが、これにつきましては、除雪のほうはなかったわけですが、凍結防止剤の散布に要した費用でございます。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第1号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第1号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり承認されました。

◎議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第7、議案第4号 東白川村道の路線認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第4号 東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。令和6年3月6日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、整理番号1番、路線名、カナトコ線、起点、東白川村神土字カナトコ319番4地先、終点、東白川村神土字カナトコ345番2地先でございます。

説明資料を御覧ください。

薄いぺらぺらの色刷りのやつがあるかと思えますけれども、これを御覧いただきますと、カナトコ線につきましては、村道大口南線からカナトコ墓地に通じる570メートル区間を新たに村道に認定をいただくものでございます。以上です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第8、議案第5号 東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第5号 東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、東白川村長。

次ページ、改め文を御覧ください。

東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表のほうを御覧ください。

1 ページ目でございます。

この改正につきましては、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードにつき、国民の利便性向上の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法ですが、この一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

右が現行で、左が改正案でございます。

最初に、第1条中「法第19条第9号」とあるのは「法第19条第11号」に改めます。

次に、第2条第1項第4号の後に、第5号から第10号までの6号を加えます。

次に2ページ、第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」とあるのを「特定個人番号利用事務」と改め、同じく第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」とあるのを「特定個人番

号利用事務」と改め、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」とあるのを「利用特定個人情報」と改め、同項のただし書中「当該特定個人情報」とあるのを「当該利用特定個人情報」と改めます。

さらに、第5条第1項中「法第19条第9号」とあるのは「法第19条第11号」に改めます。

本文にお戻りください。

本文の1ページになりますが、最下段でございます。

附則、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号から議案第9号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第9、議案第6号 東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第9号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの4件を関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

それでは、まず初めに4議案についてですが、今回の改正は厚生労働省令の改正に伴い、村の対応条例を改正するものです。

改正の要旨は、1つ目に介護保険関係各施設のオペレーターの勤務時間、資格条件、兼務規定の改正を行うものです。

2つ目は、各施設の資格保有職員の兼務規定から同一敷地内の施設に限るの規定を削除するものです。

3つ目は、各施設及び事業所の記録の保存期間を「5年」から「2年」に変更するものです。

4つ目は、介護医療院の新設に伴い、介護療養型医療施設の廃止により関係条項を削除するものです。

5つ目は、各施設の協力医療機関の要件に、緊急時対応の関係の規定を追加するものです。

6つ目は、各施設の運用において、身体的拘束と重要事項説明についての事柄を条例の中に明記するものです。

7つ目は、語句の訂正で「規定する」を「規定による」に変更するものなど、報酬算定基準を定める4条例について共通で改正するものです。

各条例の改め文の朗読と新旧対照表の説明は省略させていただきます。

それでは、6号からお願いします。

議案第6号 東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、東白川村長。
次のページをお願いします。

東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年東白川村条例第5号）の一部を次のように改正する。

改め文の朗読は省略させていただき、10ページをお願いします。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

次のページをお願いします。

議案第7号 東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年東白川村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改め文の朗読は省略させていただきます。

5ページをお願いします。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

次のページをお願いします。

議案第8号 東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成28年東白川村条例第14号）の一部を次のように改正する。

改め文の朗読は省略させていただきます。

6ページをお願いします。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

次のページをお願いします。

議案第9号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年東白川村条例第9号）の一部を次のように改正する。

改め文の朗読は省略させていただきます。

14ページをお願いします。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。以上です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「動議。緊急、暫時休憩をちょっとお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩とします。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（今井美道君）

では、会議を再開します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第9号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括して採決をいたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第9号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの4件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。午後からは、1時から会議を再開します。

午前11時42分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（今井美道君）

会議を再開します。

◎議案第10号から議案第16号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第13、議案第10号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から日程第19、議案第16号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第4号）までの7件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第10号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。令和5年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,394万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和6年3月6日提出、東白川村長。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、6ページ、第2表 繰越明許費からお願いします。

第2表 繰越明許費。

2款3項、事業名、戸籍電算化システム運営事業、金額389万4,000円。

同じく2款3項、住民情報処理費、金額806万9,000円でございます。

4款1項、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額25万円。

8款2項、交通安全対策（通学路緊急対策）事業（木屋下線道路改良3期工事）、金額2,928万2,000円。

同じく8款2項、道路橋梁維持事業（村道維持修繕工事）、金額820万円。以上でございます。

次の7ページを御覧ください。

第3表 地方債、地方債補正。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更前と変更後は同じでございますので、省略させていただき、変更点のみ説明します。

起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額1億2,020万円を変更後限度額1億790万円に1,230万

円引き下げます。

次に、起債の目的、過疎対策事業（ソフト）、変更前限度額3,900万円を変更後限度額3,860万円に40万円引き下げます。

次に、起債の目的、臨時財政対策債、変更前限度額3,000万円を変更後限度額650万円に2,350万円引き下げます。以上でございます。

次に、9ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、11ページ、歳入から願います。

2. 歳入。

2款5項1目森林環境譲与税、補正額2,000円の追加。森林環境譲与税の追加でございます。

10款1項1目地方交付税、補正額6,432万6,000円の追加。内示額を予算計上するものでございます。

11款1項6目農林水産業費分担金、補正額1万2,000円の減額。説明欄を御覧ください。農用地等修繕工事分担金の確定による減額でございます。

12款1項6目農林水産業費使用料、補正額6万2,000円の追加。中川原水辺公園施設使用料6万2,000円を追加するものでございます。

次に、8目土木費使用料180万1,000円の減額。道路占用使用料1万4,000円の追加と特定賃貸住宅使用料（曲坂・フラットハイム）26万9,000円の減額、村営住宅使用料は119万8,000円の減額、共益費11万4,000円の減額、定住促進住宅使用料23万4,000円の減額、いずれも確定によるものでございます。

12款2項4目衛生費手数料51万6,000円の減額。説明欄を御覧ください。可燃ごみ袋代61万円の減額、処理困難物収集手数料で8万2,000円の追加、一般廃棄物収集運搬等許可更新手数料1万2,000円の追加、いずれも決算見込みによるものでございます。

13款1項3目民生費国庫負担金でございます。補正額315万6,000円の減額。説明欄を御覧ください。介護保険低所得者保険料軽減負担金8万4,000円の減額、児童手当交付金307万2,000円の減額、いずれも確定によるものでございます。

4目の衛生費国庫負担金9万2,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の追加でございます。

次のページを御覧ください。

13款2項2目総務費国庫補助金389万4,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内示額によります追加でございます。

4目衛生費国庫補助金ですが、21万6,000円の減額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金のシステム改修用の追加でございます。15万7,000円でございます。6節の廃棄物対策費補助金ですが、浄化槽設置補助金37万3,000円の減額でございます。

8目土木費国庫補助金25万2,000円の減額です。木造住宅耐震診断国庫補助金2万2,000円の減額、木造住宅耐震補強工事国庫補助金23万円の減額、いずれも該当がなく、確定によるものでござい

す。

14款1項3目民生費県負担金、補正額6万2,000円の追加。国民健康保険基盤安定制度負担金が74万2,000円の追加、後期高齢者医療基盤安定制度負担金18万3,000円の減額、介護保険低所得者保険料軽減負担金4万2,000円の減額、国民健康保険未就学児均等割保険税負担金が5万2,000円の追加、いずれも確定によるものでございます。5節の児童福祉総務費負担金は、児童手当負担金が50万7,000円の減額でございます。

5目県移譲事務交付金ですが、1万8,000円の追加。生活安全立入検査等移譲事務交付金から全て確定によるもので、合計で1万8,000円の追加でございます。

8目の土木費県負担金でございますが、319万7,000円の減額でございます。地籍調査負担金208万1,000円の減額、社会資本整備円滑化地籍整備事業交付金が111万6,000円の減額でございます。

次に、14款2項2目総務費県補助金でございますが、5万円の減額でございます。個人県民税徴収取扱交付金の確定によるものでございます。

次に、3目の民生費県補助金ですが、6万5,000円の減額。福祉医療運営費補助金の確定によるものでございます。

4目の衛生費県補助金は35万円の減額。岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金2万2,000円の追加、確定によるものでございます。6節の廃棄物対策費補助金は、浄化槽設置補助金37万2,000円の減額、これも確定によるものでございます。

6目農林水産業費県補助金48万7,000円の減額。農業委員会交付金以下、増減がございまして、合計で19万円の追加となっております。次に、2節の林業費補助金につきましては、県単林道事業補助金5,000円の減額から、ここの表にありますように合計で67万7,000円の減額でございます。

8目の土木費県補助金は46万6,000円の減額でございます。木造住宅耐震診断補助金1万1,000円の減額から、この表の合計が46万6,000円の減額となっております。

14款3項2目総務費県委託金でございます。1万9,000円の減額。住宅・土地統計調査委託金の確定によるものでございます。

15款1項1目財産貸付収入でございますが、57万3,000円の減額。土地貸付料56万円の減額、建物貸付料は1万3,000円の減額でございます。土地貸付料につきましては、減免措置をいたしましたところがございまして、大口茶園等が含まれてございます。建物貸付料につきましては、わらべの里でございますが、使用面積が減ったということで減額でございます。

2目の利子及び配当金は7万8,000円の追加でございます。財政調整基金利子8万円以降、この表にございますように、合計で7万8,000円の追加となっております。

15款2項1目生産物売払収入486万2,000円の追加。村有林生産材の売払収入でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額3,369万4,000円の追加でございます。総務費指定寄附金につきましては3,347万4,000円、ふるさと思いやり基金指定寄附金で、ふるさと納税の11月から1月分の合計でございます。3節の民生費指定寄附金は社会福祉施設整備指定寄附金、4人の方から御寄附をいただいたもので22万円の追加でございます。

17款1項19目農用地等保全対策基金繰入金7万2,000円の減額。農用地等保全対策基金繰入金の確定によるもので、7万2,000円の減額でございます。

18款1項1目繰越金6,539万2,000円の減額でございます。前年度繰越金で収支のバランスを取るためのものがございます。

次のページでございます。

19款4項4目雑入でございます。1,043万5,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。消防団員退職報償金につきましては、若い団員の想定外の退団がございましたので、その分の減額でございますし、福祉医療費過年度分戻入金476万3,000円につきましては確定によるものがございます。それから下のほうに行きますけれども、全国町村会災害対策費用保険料につきまして45万円の減額でございますが、これにつきましては災害がなかったための減額でございます。公用車処分に伴う保険金の還付金につきましては、教育委員会のウイングロードの処分に係るものがございます。以上で、合計が1,043万5,000円となります。

20款1項の村債でございますが、農林水産業債のほうですが、補正額1,270万円の減額でございます。農地流動化奨励事業等です。全て決算見込みということで1,270万円の減額でございます。

臨時財政対策債でございますが、2,350万円の減額でございます。これは臨時財政対策債を減額するものがございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

3. 歳出。

1款1項1目議会費2万7,000円の追加でございます。議会事務局費の人件費を追加するものがございます。

2款1項1目一般管理費、補正額3,087万円の追加でございます。総務一般管理費で、人件費と光熱水費。電気使用料が206万円ほど減額しておりますが、これにつきましては電気料の高騰分を見込んで予算化をしましたが、実績に合わせて減額をするものがございます。積立金のふるさと思いやり基金積立金は、先ほど歳入でも言いましたけれども、11月から1月分の分を積み立てるものがございます。公共交通事業につきましては、自主運行バス運行補助金の額の確定による76万7,000円の減額でございます。

続いて、2目の文書広報費10万8,000円の減額でございます。広報広聴活動事業で、広報ひがししらかわ印刷製本費のほうが決算見込みによる10万8,000円の減額でございます。

3目財政管理費でございますが、30万5,000円の追加でございます。財政調整基金積立金が30万円、減債基金積立金5,000円を行うものがございます。

5目の財産管理費でございます。535万円の追加でございます。庁用車管理費で庁用車燃料費を30万円ほど減額したのものでございますし、物件管理費につきましては使用料及び賃借料、土地借上料で4万4,000円ほどの減額でございますが、これにつきましてはJAの旧越原事業所の土地借上料でございますけれども、今年度の方はJAのほうに既に支払い済みということで、今年度の分が

年度途中からでしたけれども、予算化をしましたけれども、必要がなくなったために減額をするものでございます。公有財産購入費802万5,000円の追加でございます。これにつきましては、土地開発基金が先行取得をしておりました役場裏の土地でございますが、10筆を村が買い戻すものでございます。

行政情報化推進費でございますが、233万1,000円の減額でございます。まず委託料では、全てこれは確定によるもので106万6,000円の減額。それから使用料及び賃借料につきましては、フィルタリングソフトライセンス料、すぐメールシステム利用料の確定によるものでございます。次のページを御覧ください。ファイル転送システム使用料につきましても確定によるものでございます。備品購入費につきましては、パソコンと庁内インターネットのファイアウォールの更新ということで減額でございますが、パソコンにつきましては、当初予定分は全て購入した上での減額ということでございます。

6目企画費17万円の減額でございます。これにつきましては、企画費一般で報償費、研究会委員の謝金12万円の減額でございますが、これは空き家対策協議会の委員に支払うものでございますけれども、1年のうち3回予定しておりましたが、1回の実績ということで、残りを減額するものでございます。官民協働のむらづくり体制構築事業でございますが、これは美しい村づくり講師の謝金5万円の減額でございます。美しい村づくり委員会のイベントの講師分でございますけれども、山歩きのイベントが中止になったための減額でございます。

7目交通安全対策費でございます。71万2,000円の減額でございます。光熱水費で電気使用料の減額となりますが、これも電気使用料は防犯灯等の使用料ということで、当初予算に多めに見たということで、その分の減額となります。

10目の地域情報化事業費でございます。24万8,000円の減額でございます。CATV一般管理費につきましては、全て人件費の減額でございます。CATV番組等制作運営費につきましては、人件費と委託料の確定による減額でございます。

次に、13目新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが、149万4,000円の減額でございます。【新型コロナ】公の施設等省エネ化事業でございますが、これにつきましては入札差金で、不用額160万4,000円を減額するものでございます。それから、【重点支援】水道使用料支援事業でございますが、11万円の追加。これは水道使用料の支援補助金でございますが、補正予算の後に対象となるところが、数が増えてきたということで11万円追加するものでございます。いずれも一般財源の減額・増額ということで、交付金は充ててございません。

2款2項の1目税務総務費78万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。税務総務費で人件費の補正となります。

次のページを御覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額2万4,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。戸籍・住民基本台帳費、これは全て人件費の補正でございます。それから戸籍電算化システム運営事業でございますが、特定財源のところを見ていただきますと389万4,000円、これは社会保

障・税番号システム整備費補助金内示によるもので、確定したことによる財源補正となります。

2款5項1目統計調査費、これにつきましては住宅・土地統計調査費でございますが、住宅・土地統計調査の県委託金の確定による財源補正でございます。

3款1項1目住民福祉費125万5,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。住民福祉費一般は人件費の補正でございますし、国民健康保険特別会計繰出金が108万1,000円の追加となります。次に後期高齢者医療費でございますが、後期高齢者医療特別会計への繰出金が24万1,000円の減額でございます。

2目の福祉医療費でございます。13万円の減額。これは審査支払手数料13万円の減額となっております。

保健福祉費でございます。470万3,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。介護保険特別会計繰出金が516万2,000円の減額でございます。繰出金の内訳は、ここに記載してあるとおりでございます。保健福祉費一般でございますが、人件費と、先ほど歳入で説明をいたしました社会福祉施設基金積立金に22万1,000円、これは4人の方から御寄附をいただいたものでございます。

4目老人福祉費117万6,000円の減額でございます。【新型コロナ】低所得世帯支援給付金事業が195万8,000円の減額でございます。委託料と負担金、補助及び交付金でございます。その下の低所得世帯支援給付金事業（均等割のみ課税世帯）のこれもシステム対応委託料でございますが、78万2,000円の追加でございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費でございますが、補正額400万円の減額でございます。説明欄を御覧ください。児童手当交付事業で扶助費が決算見込みで404万5,000円の減額でございます。子育て支援室運営事業につきましては、全て人件費の補正で4万5,000円の追加。

次に、2目の認可保育所費でございますが、9万1,000円の追加。みつば保育園運営費が、これも人件費となりますが、9万1,000円の追加でございます。

次に、4款1項1目保健衛生総務費でございます。補正額867万3,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。保健衛生総務費一般で人件費と、繰出金は診療所特別会計運営費繰出金ということで1,000万円を繰り出す計画でございます。

2目の予防費でございます。41万3,000円の追加でございます。まず予防接種事業でございますが、16万1,000円の追加。これにつきましては、償還金、利子及び割引料のところの前年度感染症予防事業費等補助金返還金ということで確定による返還金でございます。がん検診につきましては、前年度新たなステージに入ったがん検診総合支援事業補助金返還金ということで1,000円でございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、総額で25万1,000円の追加でございます。役務費、次のページへ行っていただきまして、委託料は社会保障・税番号システムの委託料が14万9,000円の追加、負担金ではワクチン接種費用負担金が9万3,000円の追加でございます。このワクチン接種費用負担金につきましては、時間外の方、あるいは地域外の方等の分も含まれたものでございます。

3目の母子健康センター費でございます。これにつきましては、特定財源のところを見ていただきますと、国県支出金2万2,000円でございますが、これは県医療機関等物価高騰対策支援金ということで、2万2,000円が入ったことによる財源補正ということでございます。

5目の環境対策費790万6,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。環境総務費でございますが、人件費と補助金のところで簡易水道特別会計補助金（運営費分）ということで、これは決算見込み794万4,000円のいわゆる繰出金の部分でございますが、これの減額でございます。

次に、6目廃棄物対策費でございます。112万9,000円の減額。説明欄を御覧ください。一般廃棄物対策事業でございますが、確定によるもので陶器類収集処理委託料13万5,000円の減額、負担金のところで職員の研修負担金1万円の減額でございます。

次に、生活排水対策事業、負担金のところで、これも確定によるものでございますが、県浄化槽推進市町村協議会負担金1万円の減額、補助金のところで浄化槽設置事業補助金が13万4,000円の減額、合併処理浄化槽への切替奨励補助金84万円の減額でございます。いずれも確定によるものでございます。

6款1項1目農業委員会費でございます。補正額2万8,000円の追加でございます。農業委員会活動費の人件費の補正でございます。

次に、2目の農業総務費18万1,000円の減額でございます。農業総務費で人件費の補正と、委託料で農業振興地域整備計画基礎調査委託料が確定により9万9,000円の減額でございます。

次に、農業振興費でございます。340万2,000円の減額でございます。農地銀行活動事業につきましては、特定財源のところの2万4,000円、これは農業委員会補助金でございますけれども、この確定による財源補正でございます。

耕作放棄地対策事業につきましては、決算見込みにより37万3,000円の減額、農地流動化奨励補助金22万8,000円の減額。次のページを御覧ください。同じ農地流動化奨励補助金ですが、これは集落営農分、面積の関係になりますけれども、14万5,000円の減額でございます。

水田農業構造改革推進事業につきましては、県補助金の減額確定によります財源補正でございます。

農業振興費各種補助金でございますが、ここにごございます3つの補助金、全て決算見込みで減額ということでございます。

茶業振興対策事業でございますが、これも同じく補助金でございますが、それぞれ確定見込みということで減額でございます。このお茶につきましては、いずれも頭出しで予算を組んでおりましたけれども、実績についてはないということでございました。

経営所得安定対策推進事業でございますが、これにつきましては県補助金の4,000円の確定によります財源補正でございます。

集落支援機構運営事業でございます。72万1,000円の減額でございます。上のほうは全部人件費でございますし、使用料のところで、車借上料は決算見込みで47万5,000円の減額、備品購入費、集落支援機構備品ということで、これも11万6,000円の減額でございます。

5目の山村振興事業費31万5,000円の減額でございます。山村振興事業の一般ということで、消耗品はフッ素除去用カートリッジが12万1,000円の減額、それから委託料の飲料水水質検査委託料19万4,000円の減額ですが、これにつきましては宮代オートキャンプ場の水を、飲料水をやめたことによる減額ということでございます。

6目の畜産業費でございますが、補正額14万1,000円の減額、家畜診療業務委託料の確定による減額でございます。

7目の農地費でございますが、1,203万8,000円の減額でございます。人件費と委託料につきましては、農道施設保全強化対策（越原2期）計画策定業務委託料、確定による10万3,000円の減額。工事につきましては、工事請負費は3本ございますけれども、全て確定による減額でございます。負担金につきましては、県営農道事業負担金（基幹農道整備）でございます。積立金は、農用地等保全対策基金積立金の1,000円分でございます。

次に、中川原水辺公園管理費でございますが、特定財源にその他がございます。14万6,000円でございますが、これは中川原水辺公園の使用料、協力金、それから自販機の設置料ということで財源充当するものでございます。

6款2項1目林業総務費22万6,000円の減額でございます。次のページを御覧ください。説明欄です。林業総務費、上が人件費で、負担金のところでは白川流域連合負担金、確定により5万円の減額でございます。積立金につきましては、森林環境譲与税基金積立金、豊かな森づくり基金積立金の積立てでございます。

2目林業振興費154万6,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。一般林業振興費でございますが、補助金でプレカット施設修繕の白川町分の負担金の確定によるものでございます。16万2,000円の減額でございます。

F S C森林認証管理事業につきましては、48万9,000円の補助金の減額でございます。

次に、有害鳥獣捕獲事業につきましては、県の支出金の確定によるもの、それから証明書の手数料等がその他で入りまして、財源補正をするものでございます。

村有林管理事業につきましては、人件費の補正と土地貸付料過誤納金分返還金ということで、過年度分でございますが、これにつきましては、貸付料のほうに消費税を含めて貸付料を取っていたということで、その消費税分をお返しするものでございます。

企業参加型森林整備推進事業につきましては、61万8,000円の減額。消耗品で46万1,000円の減額、使用料につきましては、仮設トイレ、これは新築に置いたものでございますが、この借上料3万3,000円の減額、それから原材料費では植栽用原材料、苗木でございますが、12万4,000円の減額でございます。

次に、みなとモデル森と水ネットワーク会議事業でございます。旅費の減額と需用費の減額、使用料及び賃借料は駐車場料金の減額でございます。

100年の森林づくり構想事業につきましては、報償費、講師の謝金、それから需用費、役務費、全て事業費の確定によるものでございます。

自伐林家型地域森林整備事業につきましては、県補助金の確定によります財源補正でございます。
それから、林道総務費につきましては、これにつきましては次の委託料が105万1,000円の追加、次のページでございます補償費のところですが、電気通信線路支障移転補償費でございますが、33万6,000円の追加でございます。これについては、全協のときに説明を申し上げましたが、宮洞谷の流路工の工事に伴う危険流木4本を特殊伐採を行うというものでございますし、補償費につきましては、その伐採に当たりまして電柱を移転しなければならないということで、その補償費を予算化したものでございます。

7款1項1目商工振興費でございます。78万1,000円の追加でございます。商工振興費一般でございますが、人件費の補正となります。

次に、2目の地域づくり推進費219万3,000円の追加でございます。東白川つながるナビ事業につきましては165万7,000円の追加。これにつきましては、補助金で定住促進補助金を165万7,000円追加するものでございますが、既に今年度7件支出済みであり、2件分の補正ということでございます。

イベント支援事業につきましては47万円の減額でございます。秋フェスタ、お松さま祭り等、イベント支援補助金の確定によるものでございます。

次に、地域産業活性化対策事業110万1,000円の追加。これにつきましては、つちのこメンバーズカードの商品券のポイント還元ということで、不足分を追加するものでございます。

観光振興事業につきましては、シルバー人材センター委託料ということで、これも確定によるもので24万9,000円の減額。

次の地域おこし協力隊事業、集落支援員事業につきましては、ともに人件費の補正でございます。

8款1項1目、補正額4万4,000円の追加。土木総務費一般で人件費と、それから負担金のところでは県国道協会負担金が2万2,000円の減額、確定によるものでございます。次のページの市町村道整備促進期成同盟会負担金1万6,000円の減額、国道256号改良促進期成同盟会負担金が3万3,000円の減額、いずれも確定によるものでございます。

2目の地籍調査費でございます。346万4,000円の減額でございます。地籍調査事業（負担金対象）分が176万7,000円の減額、交付金対象分が169万7,000円の減額、いずれも精算に伴うものでございます。

次に、8款2項1目道路橋梁維持費でございます。31万円の減額でございます。説明欄を御覧ください。道路橋梁維持事業の国県道日照木等除去委託料が31万円の減額で、確定によるものでございます。

次に、3項1目の住宅管理費でございます。補正額40万9,000円の追加でございます。住宅管理費で40万9,000円の追加でございますが、需用費は施設修繕料10万円、退去修繕料120万円の追加、役務費は新聞折込料、それから委託料で木造住宅耐震診断事業委託料、補助金で木造住宅耐震補強工事補助金につきましては確定によるものでございます。

9款1項1目非常備消防費でございます。225万9,000円の減額でございます。これにつきましては

は説明欄を御覧ください。消防総務費でございますが、団員報酬が25万円の減額でございます。当初予算では125人分で予算を取られておりましたが、実績としては118人ということで減額するものでございます。備品購入費は団員用被服類等でございます。30万円の減額。負担金、補助及び交付金につきましては、消防団員退職報償金は、先ほど言いましたように、予定外の若い人の退団があったというようなことで18万9,000円の減額ということでございます。

消防訓練費につきましては、訓練手当が62万7,000円の減額、これは訓練に際し参加人数が少なかったということでございます。それから需用費は1万円の減額です。

郡操法大会費は88万3,000円の減額。これにつきましては、郡操法大会自体がなかったために皆減ということでございます。

次に、2目の消防施設費でございます。220万円の減額。消防施設管理費では、まず電気使用料が10万6,000円の減額、それから消火栓設置工事、これは日向に設置した消火栓の工事ですが、入札差金等の不用額が出まして156万6,000円の減額、備品購入費は操法用のホースを52万8,000円の減額でございます。

災害対策費につきましては20万6,000円の減額。支障木伐採補償費が20万6,000円、確定減によるものでございます。

次に、10款1項2目事務局費、補正額11万8,000円の減額。教育委員会の事務局費でございます。人件費の補正となります。

次に、10款2項1目学校管理費、補正額9万1,000円の追加。ここは小学校管理費一般ということで、人件費の補正でございます。

次に、3項1目学校管理費でございますが、補正額16万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。中学校管理費一般で、ここも人件費の補正となります。

一般会計につきましては以上でございます。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

議案第11号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,006万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,413万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月6日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額127万5,000円の減。説明欄を御覧ください。医療給付費分で50万円、後期高齢者支援金分で50万円、介護納付金分で27万5,000円をそれぞれ減

額するものです。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額2,993万5,000円の減。1節の普通交付金で、医療給付費分を医療給付費の減少見込みにより減額するものです。2節の特別交付金では、保険者努力支援分を額の確定により14万8,000円増、特別調整交付金（市町村分）では、へき地直診診療所の分で531万7,000円の増となっております。

2目の国庫負担金減額措置対策費補助金は、補正額6万5,000円の増、交付決定によるものです。

4款1項1目利子及び配当金、補正額2,000円。説明欄を御覧ください。それぞれの基金利子を予算化するものです。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額108万1,000円。説明欄を御覧ください。保険基盤安定繰入金では、保険料軽減分、保険者支援分、事務費分では職員給与等繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、それぞれを増額補正するものです。

5款2項1目国民健康保険基金繰入金、今年度は繰入れの必要がないため減額するものです。

9ページの歳出をお願いします。

1款1項1目一般管理費、補正額2万円の増。説明欄を御覧ください。共済費を増額するものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額3,200万円の減。負担金を減額するものです。

3目一般被保険者療養費40万円の減、こちらも給付費の減少見込みにより負担金を減額するものです。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額300万円の減、こちらも給付費の減少見込みにより負担金を減額するものです。

6款1項1目国民健康保険基金積立金、こちらは利子分の財源補正です。

7款2項2目直営診療施設勘定繰出金、補正額531万7,000円。説明欄を御覧ください。繰出金で診療所への繰り出しです。

国保は以上です。

続きまして、議案第12号 令和5年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和5年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,295万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,571万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月6日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額183万1,000円の減。説明欄を御覧ください。特別徴収保険料を減額するものです。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額508万円の減。介護給付費の国の負担分を減額するもの

です。

3款2項1目調整交付金、補正額159万8,000円の減。説明欄を御覧ください。給付費の減少を見込み、1節の介護給付費分の調整交付金は減、2節の総合事業分は給付費の増を見込み、増としております。

2目地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）9万円の増、事業費の増加を見込み、増としております。

3目の地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）3,000円の減、給付費の減少を見込み、3,000円の減としております。

6目の保険者機能強化推進交付金と7目の介護保険保険者努力支援交付金は、いずれも交付決定により減額をしております。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額874万8,000円の減。給付費の減少を見込み、支払基金の交付金を減額しております。

2目の地域支援交付金12万1,000円の増。給付費の増加を見込み、増額しております。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額545万円の減。介護給付費負担金の県の負担金分を給付費の減少を見込み、減額しております。

5款2項1目地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額で5万7,000円の増。給付費の増加を見込み、増額しております。

次のページをお願いします。

5款2項2目地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額1,000円の減。給付費の減少を見込み、減額しております。

6款1項1目介護給付費繰入金、補正額405万円の減。介護給付費の減少を見込み、村の負担金分を減額しております。

2目の地域支援繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）5万7,000円の増。給付費の増加を見込んで増額しております。

3目の地域支援繰入金（総合事業以外の地域支援事業）は1,000円の減。

4目の事務費繰入金は、事務費の精算により100万円の減としております。

5目介護保険料軽減事業繰入金16万8,000円の減。交付決定によるものです。

6款2項2目介護給付費準備基金繰入金、補正額499万7,000円の減。今年度は保険料が足りておりますので、皆減しております。

10款1項1目利子及び配当金、補正額3,000円。基金利子を積み立てるものです。

歳出をお願いします。

1款3項2目認定調査等費、補正額100万円の減額。説明欄を御覧ください。認定調査費で報酬、職員手当、旅費、役務費、委託料をそれぞれ減額し、100万円を減額するものです。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、2目の施設介護サービス給付費、次のページの4目の居宅介護住宅改修費、5目の居宅介護サービス計画給付費、こちら4件はいずれも給付費の減少見込

みにより、それぞれの金額を減額するものです。

2款3項1目高額介護サービス費、補正額80万円の減。こちらも給付費の減少を見込み、負担金を減額するものです。

次のページをお願いします。

2款4項1目高額医療合算介護サービス費、補正額25万円の減。こちらも給付費の減少を見込み、負担金を減額するものです。

2款5項1目特定入所者介護サービス費、補正額300万円の減。こちらも給付費の減少を見込み、負担金を減額するものです。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額3,000円。基金利子の積立てです。

次のページ、5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額45万円の増。説明欄を御覧ください。訪問型サービス事業、ヘルパー事業ですが15万円の増。通所型サービス事業、デイサービスですが30万円の増、合計で45万円です。その下の高額介護予防サービス費（総合事業）分は財源補正となっています。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費、こちらも財源補正です。社会保障財源を充てるものです。

5款2項1目一般介護予防事業、こちらも財源補正となっています。

5款3項1目地域包括支援センター運営費、こちらも社会保障財源を充てる財源補正です。

次のページをお願いします。

5款3項2目任意事業費、補正額3万2,000円の増。説明欄を御覧ください。配食サービス事業の増額を見込み3万2,000円の増。その下の介護者教室分とみまもりのわ高齢者支援事業分は財源補正分です。

3目の生活支援体制整備事業、こちらも財源補正のみです。

4目の地域ケア会議推進事業費4万円の減。説明欄を御覧ください。こちらは講師謝礼を減額するものです。

5目在宅医療・介護連携推進事業と6目の認知症総合支援事業、いずれも財源補正です。

5款4項1目審査支払手数料、こちらも財源補正となっております。

介護は以上です。

○議長（今井美道君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第13号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,160万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月6日提出、東白川村長。

2ページから4ページの第1表 歳入歳出予算補正、6ページ、7ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、8ページ、歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

1款1項3目外来収益、補正額346万9,000円の減額。説明欄を御覧ください。外来収益（現年度分）ですが、コロナ禍等による患者数の減、長期投薬等により減収の見込みとなるためです。

4目保健予防活動収益、補正額53万5,000円の減。説明欄を御覧いただき、予防接種受託料1,000円の追加、それから事業所健診受託料は53万6,000円の減額、こちらは事業確定見込みによるものでございます。

次に、1款2項1目老健収益、補正額1,418万3,000円の減。説明欄を御覧ください。現年度分ですが、こちらもコロナ禍等による利用者数の減により減収の見込みとなるためでございます。

次に、2款2項1目手数料、補正額30万円の減。説明欄を御覧いただき、こちらは証明書等文書手数料です。確定見込みによるものでございます。

次に、3款2項1目、県支出金、医業費補助金183万3,000円の減額。説明欄を御覧ください。へき地医師研修支援補助金で、確定により2万円の減。9ページを見ていただいて、上段、2節のところ、感染症外来対応医療機関設備整備費補助金が181万3,000円の減。これは歳出のほうで御説明いたしますが、医療費の備品購入確定による入札差金、不用額等の減となっております。

次に、4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増額。基金利子でございます。

次に、5款1項1目一般会計繰入金、補正額1,000万円の増。一般会計繰入金、運営費分で、先ほど御説明いたしました外来収益、介護収益の減収見込みによる部分の一部をお願いするものでございます。

同じく2項の基金繰入金、補正額28万円の増額。説明欄を御覧いただき、医療設備等整備基金繰入金ですが、歳出で説明いたします医療費備品の、こちらは薬剤保冷冷蔵庫の購入によるものです。10ページをお願いします。

5款3項1目国保事業勘定繰入金、補正額531万7,000円の増。国保事業勘定繰入金の確定見込みに伴う増額です。

次に、6款1項1目繰越金、補正額34万1,000円の増。前年度繰越金でございます。収支のバランスを取っております。

次に、7款1項1目雑入、補正額1万8,000円の増。診療外介護収入（滞納繰越分）の補正です。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額20万円の増。診療所施設整備指定寄附金を3名の方からいただいたものです。

次のページをお願いします。

9款1項1目医業費補助金、補正額1万3,000円の減。こちらはオンライン資格確認関係補助金、確定によるものでございます。

12ページ、歳出をお願いします。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目、総務費、一般管理費、補正額219万3,000円の減。説明欄を御覧ください。こちらは共済費、職員共済組合負担金16万8,000円の追加。需用費では、電気使用料で224万1,000円の減。確定見込みによるものです。負担金、補助及び交付金については、医師学会参加会費の減免に12万円の減となっております。

次に、2 款 1 項 1 目、医業費、一般管理費、補正額14万2,000円の追加。説明欄を御覧ください。医業一般管理事業で職員手当、人件費の補正でございます。

同じく 2 目医療管理費、補正額232万5,000円の減額。説明欄を御覧いただき、医療事業で需用費、診療材料費、在宅用の酸素費ということで79万6,000円の減。それから、備品購入費で152万9,000円の減額。13ページへ行っていただいて説明欄を見ていただきまして、まず1つ目が感染症外来対応医療機関設備整備費備品181万5,000円の減、これは感染症外来に陰圧式の空気清浄機と陰圧ブースを設置いたしました。これに伴う減額です。もう一つは、診療所の処置室でございます薬剤用の冷蔵庫、保冷庫の故障に伴いまして、備品購入として28万6,000円を追加するものです。

次に、3 款 1 項 1 目基金積立金、補正額20万円の増額。先ほど歳入で御説明しました御寄附につき、医療設備等整備基金積立てを行うものです。

診療所会計については以上です。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

議案第14号 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,539万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月6日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第1表 歳入歳出予算補正と 5 ページ、6 ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7 ページ、歳入からお願いします。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額24万3,000円の減。説明欄を御覧ください。保険基盤安定分の額の確定によるものです。

6 款 1 項 1 目繰越金、補正額1,000円。説明欄を御覧ください。前年度繰越金で収支を調整するものです。

次のページ、歳出をお願いします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額24万2,000円の減。負担金を広域連合からの通知により減額するものです。以上です。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第15号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款第1項営業収益を11万円減額しまして3,978万2,000円、第1款第2項営業外収益を11万円増額しまして1億7,583万8,000円に、収入金額の組替え補正をするものでございます。

第3条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算第4条本文括弧内「8,993万2,000円」を「7,257万5,000円」に、「632万円」を「1,384万4,000円」に、「8,361万2,000円」を「5,873万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第3款第4項補助金を1,108万5,000円増額し1億3,529万6,000円に、第3款第5項補償金を1,029万9,000円減額し1,950万5,000円に、収入合計を2億1,010万1,000円とするものです。

続いて支出でございますが、第4款第1項建設改良費を1,824万2,000円減額し1億3,032万7,000円に、第4款第3項基金積立金を167万1,000円増額し209万円に、支出合計を2億8,267万6,000円とするものでございます。

次のページを御覧ください。

第4条 予算第9条中「2億2,834万2,000円」を「2億2,050万8,000円」に改める。令和6年3月6日提出、東白川村長。

そうしましたら、3ページの補正予算実施計画書から9ページの令和5年度東白川村簡易水道事業予定貸借対照表までは参考資料になりますので、省略をさせていただき、11ページを御覧いただきたいと思っております。

令和5年度簡易水道事業会計補正予算（第4号）の附属書類にて詳細を説明させていただきます。

収益的収入、1款1項1目1節水道使用料、補正予算11万円の減。物価高騰対応のため基本料金の減免額の調整によるものでございます。

1款2項1目2節基金利息、補正額1,000円の増。簡易水道基金の利息でございます。

1款2項2目1節他会計補助金、補正額が1,891万9,000円の減。一般会計補助金1,902万9,000円の減と水道使用料支援補助金11万円増になります。

1款2項5目1節分担金、補正額167万2,000円の増。加入者分担金4口分でございます。

1款2項6目3節他会計補助金戻入、補助金、これは補正額1,735万6,000円の増でございます。当初予算にて計上することをちょっと失念しておりました。所要の額を計上させていただくものでございます。大変申し訳ございません。

収益的支出はありません。財源の組替え補正になります。

それでは、13ページを御覧ください。

続いて、資本的収入及び支出、収入です。

3款4項3目1節他会計補助金、補正額1,108万5,000円の増。一般会計補助金です。

3款5項1目1節補償金、補正額1,029万9,000円の減。曲坂砂防事業関連工事補償金になります。

支出。4款1項4目17節賃借料、補正額65万1,000円の増。仮設材賃借料でございます。36節工事請負費、補正額1,889万3,000円の減。これらの補正予算は、曲坂砂防事業関連工事に伴う水道管の移転工事を予定しておりましたが、可茂土木事務所の工事の関係で発注の見込みが立たなくなりましたので、減額補正をさせていただきます。これにより仮設の配管のリース代が引き続き必要になりましたので、所要の額を補正させていただきます。

4款3項1目1節基金積立金、補正額167万1,000円の増。加入分担金を基金に積ませていただきます。

以上が簡易水道事業会計補正予算です。

議案第16号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入ですけれども、第1款第2項営業外収益ですが、財源の組替え補正をお願いするもので、補正後の金額収入合計に変更はありません。

続いて支出ですが、第2款第1項営業費用を7万円減額し2,680万6,000円に、第2款第2項営業外費用を7万円増額し111万8,000円に、支出合計は補正前と変わらず、2,876万6,000円とするものです。令和6年3月6日提出、東白川村長。

これも同じく、2ページからの実施計画書から7ページまでの東白川村小規模集合排水処理事業予定貸借対照表までは参考資料になりますので、省略をし、9ページを御覧ください。

令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第4号）附属書類にて詳細を説明します。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款2項1目2節基金利息、補正額1,000円の増。

1款2項12目1節消費税及び地方消費税還付金1,000円の減。

続いて支出ですが、2款1項2目11節光熱水費、補正額7万円の減。

同じく2款2項2目1節の消費税及び地方消費税については7万円の増でございます。以上です。

○議長（今井美道君）

ここで暫時休憩とします。トイレ休憩ぐらいにしたいと思いますので、20分再開を予定したいと思います。

午後2時14分 休憩

○議長（今井美道君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番。

○6 番（桂川一喜君）

簡易水道事業会計の14ページで説明がありました曲坂砂防事業関係で、移転が認められなかったことによって一旦この移転がなくなって仮設のとありましたけど、これは永久的に移転というのがなくなったのか、一時的に認められていなくて後々やる必要が出てくるのか、これだけちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（今井美道君）

建設環境課長。

○建設環境課長（有田尚樹君）

今年度予定していた砂防工事に伴って、仮設配管も今設置してあるので、その仮設配管を撤去して本設をする予定でおったんですけども、その本設の工事も、本体の砂防工事が予算がつかずにできなかったことによって、うちの工事も発注できずに、そして代わりに今ある仮設の配管工事のリース代が新たに発生されたので、予算化させてもらったものです。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7 番 樋口春市君。

○7 番（樋口春市君）

30ページの農林水産業費の中で、宮代オートキャンプ場の飲料水の水質検査委託料を減額されたということで、もうこのオートキャンプ場は使わないという、委託しないということで理解してよろしいですか。

○議長（今井美道君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

オートキャンプ場につきましては、見聞塾のほうへ委託をしますけど、管理委託ということで。ただ、あそこは簡易水道が引いていないもんですから山水等を使っておるわけなんですけど、それに伴う飲用の水を不可とするというものでございます。今現在も、既に見聞塾のほうで飲み水では使っては駄目ですよということで看板を設置しておりますので、同じように今後は飲み水としては使わないよという意味合いでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今井美道君）

7番。

○7番（樋口春市君）

それじゃあ、オートキャンプ場としては事業は行うということで、確実にしっかりと周知だけしておいていただきたいと。本当に飲まれて何か病気になられたというようなことがあってはなりませんので、行政としてしっかり干渉していただきますようお願いをいたします。

○議長（今井美道君）

産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

オートキャンプ場としてはまだ使う予定でございますので、その点につきましては周知をさせていただきますと思います。以上です。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

歳入の一般会計の15ページで説明がありました土地の貸付料の減額の件なんですけど、面積が減ったので減額になりましたという説明ではあったわけですけども、この土地の貸し方の中で面積が減るというのはどういうことかという部分だけ、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

わらべの里の旧保育園舎を使ってみえるんですが、前使ってみえた部分、給食か何かを作られておった部分だと思うんですけど、そこを借りたいということで借りられたんですけど、もう今子供の数も減って使わないということで、その分をこちらで減らさせてもらったというような経緯でございます。

[「それは建物で、土地のことを聞きたい」と呼ぶ者あり]

○議長（今井美道君）

総務課長。

○総務課長（河田 孝君）

面積が減ったというのは、ごめんなさい、建物のことでの説明だったんですが、今の土地については減免の部分があったということと、それから今の大口茶園の辺りの土地もあったんやっただかな、そうやね。

それは産業振興課長が答えます。

○議長（今井美道君）

産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

土地貸付料については、大口茶園の土地貸付料ということで、今までみのりの郷のほうで管理をしておりましたが、みのりから東白川製茶組合への管理に移りました。御存じのように、東白川製茶組合のほうの経営的にちょっと厳しいということで減免申請がありまして、その分の減額でございます。以上です。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から議案第16号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第4号）までの7件を一括して採決をします。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から議案第16号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第4号）までの7件は、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第20、同意第1号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第1号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和6年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、杉田正和。生年月日、昭和33年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地〇。
任期、令和6年4月1日から令和6年9月30日。

推薦理由をただいまから申し上げます。

今回、現教育委員であります、また教育長職務代理者を務めておられます安江章吉氏が、任期途中ではありますが、御本人より辞職の願いがありました。何とか任期満了の9月まではと慰留に努めましたが、辞意固く、大変残念ではありますが、今月末をもって退任となります。

安江章吉委員には、足かけ6年間教育委員を務めていただきました。特にこの1年半は教育長職務代理者を務められ、本年度は加茂郡教育委員会連合会の会長として御活躍をされました。長い間、本当にありがとうございました。

後任でございますが、平にお住まいの杉田正和氏が適任と考え、議会の同意を求めます。

杉田正和氏には、平成14年から今日に至るまで、実に22年間の長きにわたり社会教育委員として活躍していただいております。また、子ども会育成の一端を担う中学生のジュニアリーダーズクラブの世話役を進んで務められ、村の子供たちの指導に献身的に御尽力くださいました。

このような功績から、平成26年には岐阜県社会教育委員会連合会から優良社会教育委員として表彰されておられます。教育委員としてお認めくだされば、人格的にも大変優れておられますし、長年の社会教育、とりわけ子供たちの健全育成に係る知見を十分生かし、村の教育により幅広く様々な御教授をいただけるものと考えています。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださいますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第2号から同意第6号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第21、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてから日程第25、同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてまでの5件について一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。令和6年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、古田紀代子。生年月日、昭和17年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地〇。

同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて。

以下の案件につきましては、本文は御一緒でございますので、朗読を省略し、記書きから説明をさせていただきます。

同意第3号は、氏名、島倉誠。生年月日、昭和29年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地〇。

同意第4号、氏名、神戸景典。生年月日、昭和17年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地。

同意第5号、記、氏名、古田茂樹。生年月日、昭和27年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村五加〇〇番地。

同意第6号、記、氏名、苅田喜美子。生年月日、昭和36年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村越原〇〇番地〇。

ただいまから提案理由の説明を申し上げます。

古田紀代子様、島倉誠様、神戸景典様、古田茂樹様、苅田喜美子様、5名の方全員に診療所運営委員として再任をお願いするものでございます。病院時代から引き続き委員としてお願いしております古田紀代子様は8期目、2年度目から委員をお願いしております島倉誠様は3期目となります。お二人とも民生部門の医療・福祉等の分野において見識も高く、診療所運営委員として適任でございます。また、神戸景典様、古田茂樹様、苅田喜美子様は2期目となります。医療・福祉分野について貴重な御意見がいただける適任者でもあると存じます。

選任同意につきまして、御同意賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順に採決します。

初めに、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎議案第17号から議案第28号までについて（提案説明）

○議長（今井美道君）

日程第26、議案第17号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第37、議案第28号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの12件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

それでは、別冊の令和6年度予算村長説明という資料をお開き願いたいと思います。

本日、令和6年東白川村議会第1回定例会に令和6年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

第1章 国の予算編成動向

これにつきましては、国の予算編成の動向が記してございますので、お目通しを願いたいと思います。

第2章から読んでまいります。

第2章 本村の予算編成の基本方針

予算編成に当たっては、令和5年度から新たに始まった「第六次総合計画」の将来像に掲げた「いきいきと働くひとがいる 子どもたちの笑い声が響き 美しい自然と受け継がれた歴史の中に豊かな村民の暮らしがある そして東白川村は次の未来へ！」の実現に向け、1. 人口の安定、2. 人口規模に見合った社会インフラ、3. 人生100年時代に向けた対応、4. 地域資源の活用、5. 自然を守る取組。この5つの目標の達成を目指した予算編成に取り組みました。

第3章 予算関連議案の概要

本議会に提出します令和6年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係5件、合計12件。

第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ1億8,500万円増の30億3,500万円となり、前年度対比は6.5%の増額となりました。

第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計 3 億510万円、介護保険特別会計 2 億9,800万円、国保診療所特別会計 2 億6,900万円、後期高齢者医療特別会計6,340万円。以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ2,490万円増の 9 億3,550万円（前年度比2.7%増）であります。

第 4 企業会計予算額

簡易水道事業会計 4 億6,908万円、小規模集合排水処理事業会計3,396万円。以上、企業会計予算総額は 5 億304万円です。

一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算総額は44億7,353万円です。

第 4 章 一般会計の歳入の概要

歳入のうち村税は、景気の動向で左右されますが、令和 5 年度の実績を考慮し、前年度より 1.6%増の 2 億761万円を計上しました。

地方消費税交付金は、前年度より2.4%増の4,300万円を計上しました。なお、社会保障財源分は使途が限定されていますので、社会保障関係費に財源充当しています。

地方交付税は、一般行政経費の増額などを見込み、前年度より1.8%増の14億3,500万円を計上しました。

使用料及び手数料は、住宅使用料や可燃ごみ袋代の減額などにより、前年度より2.9%減の6,385万円の計上となりました。

国庫支出金は、デジタル基盤改革支援補助金や道路メンテナンス補助金の増額などにより、前年度より57.1%増の 1 億7,524万円を計上しました。

県支出金は、トマト選果場更新に伴う強い農業づくり総合支援交付金、元気な農業産地構造改革支援補助金などの増額により、63.9%増の 2 億8,236万円を計上しました。

村債は、交付税措置率が高い有利な過疎対策債を主に活用します。ソフト事業では福祉医療費、農地流動化奨励金、高校生通学等支援事業などの財源として3,740万円を計上し、ハード事業ではトマト選果施設整備支援事業、公の施設等省エネ化事業などの財源として 1 億720万円を計上しました。臨時財政対策債1,000万円を加えた地方債の総額は、前年度より3.2%減の 2 億1,470万円となっています。

繰入金では、昨年度より開始した学校施設整備基金積立金や一般財源への繰入れを目的に、財政調整基金の繰入れは 2 億円としました。繰入金の総額は、前年度より16.2%減の 3 億308万円となりました。

繰越金は、令和 5 年度決算見込みから、前年度より2.8%増の 1 億5,793万円を計上しました。

第 5 章 一般会計の歳出の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明をいたします。

第 1 地域経済と産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

1. 農業振興策。

新規事業として、トマト選果場の選果機の更新と附帯施設の改修を行います。トマト選果機は、約30年が過ぎ老朽化が進んでいることに加え、色彩選別機が導入されていない施設は、県内では本

村の施設のみとなりました。トマト生産者からの強い要望もあり、関係者で協議を進め、新年度に導入することとしました。国・県の補助金を活用しながら、JA、本村、白川町で事業費負担を行います。

第三セクターへは、農業機械の修繕を対象とする機械化営農対策補助金と、人件費の補助を行います。人件費補助では、みのりの郷東白川（株）で地域おこし協力隊として従事していた若い職員の任期満了により、引き続き就職希望があり雇用をすることとしました。みのりの郷東白川は、こうした若い力も必要としていること、就職の受皿としての会社でもあると考えています。

茶業振興対策では、令和5年度から7年度の3年間、事業の2年目となる組合経営の改善を条件とした荒茶加工賃に対する支援補助を行います。茶業経営は引き続き厳しい状況ではありますが、新しい白川茶の未来を描き、持続可能な茶業の姿を見いだせるのであれば、行政としてはその取組を後押しし、しっかりとした支援体制を取っていききたいと考えています。

農地の保全対策では、ソフト面で集落営農活動を推進するとともに、組織が取り組む水田を中心とした農地の集約にも農地流動化奨励金制度を活用してまいります。

また、集落営農組合等の活動を支援し、地域活動の下支えを行う集落支援機構運営事業をはじめ、新たな集落営農組合設立の支援を引き続き行います。

2. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。

中山間地域等直接支払推進事業は、第5期対策の5年目となります。地域計画の作成や、継続事業の多面的機能支払交付金事業とともに実施し、村の大切な資産である農地を守る事業を引き続き推進します。

3. 林業振興策。

今年度から満額譲与となる森林環境譲与税の使途として、子供たちの木育教育のための玩具購入や木製遊具の設置、森林整備、林道整備などに有効に活用していきます。特に林業活性化担い手育成事業では、全国から木材関連産業の就職希望者を募り、村内の事業所への就業を促進するとともに、受入れ事業所が実施する担い手の育成を目的とした技術習得のための研修などについて、支援を行っていきます。

有害鳥獣対策では、狩猟登録への補助のほか、有害鳥獣捕獲報奨金をここ数年の捕獲頭数並みに予算計上するとともに、今後減少する見込みの狩猟者の確保のため、狩猟免許の新規取得者に対する経費補助を行い、林業被害や農業被害の軽減に寄与してまいります。

10月16日開催予定の全国木のまちサミットを初めて本村で開催することとしました。このサミットは、木材利用などに取り組む自治体が相互交流・情報交換等により課題を共有し、木材利用の促進と国産材自給率の向上を加速させるとともに、持続可能な林業の推進とさらなる木材利用の促進を図る目的で開催しています。このサミットをさらなる契機として、100年の森林づくり構想を基に、林業者や関係機関との話合いや事業実施など、多様な森林づくりを進めていきます。

4. 商工業振興策。

商工業振興では、エネルギー価格や物価の高騰の影響により、村内事業者の経営は引き続き厳し

い状況にあります。地域資源の活用、従業員の雇用対策や村内消費の拡大を図ることで、地域の活力維持と安定した商工業の振興を支援します。

商業活性化支援事業として、経営改善普及事業、中小企業退職金共済加入促進助成金や商工業設備資金利子補給等への支援制度を継続して実施します。

つちのこメンバーズカード事業では、年々、利用者とポイント還元が増加していますので、村内消費の拡大と商工業の活性化の効果が期待ができる事業として継続してまいります。

また、今年度も物価高騰対策として、プレミアム付商品券発行事業の実施を予定しています。

村内産品販売促進事業のふるさと納税については、納税サイトの追加と返礼品の充実を図ったことで寄附金が増加しております。今後、寄附金の増加に向けた取組を継続してまいります。

E Cモール（つちのこマルシェ）、フォレストスタイル事業の運営についても、継続して実施することで地域産業への支援に努めてまいります。

5. 地域活性化策。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、各地でのイベント開催や物販が再開されてきました。村では「つちのこフェスタ」をはじめとする4大イベントの開催、マルシェや物産展への出店によるにぎわいある村づくりを進めてまいります。

現在、5名の地域おこし協力隊が活動し、CATV事業や農林業へ従事をしながら、地域の活性化やPR活動をしています。退任後に向けた協力隊の定住に向けたサポートを継続して実施いたします。

つながるナビ事業は、新たに移住者の声を掲載したパンフレットの作成や移住・定住フェアへの参加など、移住・定住サポートセンター業務の強化に努めます。また、ITの関係者の移住者が増えていますので、空き家を活用した移住者の集える「お試しコワーキングスペース施設」への支援も行います。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

1. 地域公共交通再編事業。

「車がなくても楽しく安心して暮らせる移動手段」をコンセプトに、村ではこれまで高齢者のみ対象で運行していた外出支援バスをグレードアップし、村内5路線の“東白川つちのこバス”を運行し、役場や農協への訪問やお買物、診療所など村内どこへでも、誰でもが気軽に利用できる公共交通システムを、10月開始を目標にスタートさせます。

2. 県営土地改良事業・県単土地改良事業等。

県営中山間地域総合整備事業では、加舎尾農地防災でブロック積水路の整備と神付、陰地、大明神の用水路詳細設計等を実施します。

県営基幹農道事業では、曲坂から中谷までの狭小道路の拡幅と防災対策を引き続き実施します。

県単農業用施設整備工事では、基幹農道五葉神付線の路面修繕を実施します。基金活用農用地修繕工事は、要望のあった圃場の基盤修繕を実施します。

安定的・安全な木材搬出に供するため、公共林道事業では林道新築線舗装工事を、県単林道事業

では前山谷線舗装工事を引き続き実施します。また県単治山事業として、陰地集落の上田谷流路工整備工事を実施します。

3. 砂防及び急傾斜地崩壊対策事業。

曲坂集落及び西洞集落の避難所対策に必要な砂防事業を推進し、県営事業で曲坂川通常砂防工事と、新たに畑洞谷通常砂防事業による測量設計等を行い、レッドゾーンの解消に努めます。

4. 枯損木処理緊急整備事業等。

枯損木処理緊急整備事業、国・県道及び村道日照木等支障木除去事業を引き続き実施します。

5. 防災安全交付金事業。

舗装修繕計画に基づき、引き続き村道沢尻線の舗装修繕を実施します。

6. 道路メンテナンス補助事業。

令和6年度は、大明神小峠橋のための詳細設計と、佐広橋、宮洞橋の補修工事を実施します。

7. 交通安全対策事業。

県道越原付知線と栃山クラブを結ぶ村道木屋下線道路改良工事、新たに村道上親田線落石対策工事を実施します。

8. 環境対策事業。

廃棄物対策は、村と村民の責任と役割を明確にし、ごみの分別化により資源循環型社会を目指すため、可燃・不燃・資源などの回収・処分を継続して実施します。

単独浄化槽から合併浄化槽への切替えを推進するため合併浄化槽設置補助を引き続き行い、老朽化した浄化槽の長寿命化を図るため、更新・修繕への補助も新たに行います。

河川景観保全活動を積極的に行う団体に対し、必要な支援を行います。また、自然地域内での不法投棄の監視及び防止に努めます。

9. 地籍調査事業。

山林等の境界明確化を推進するため、大沢、曲坂及び日向集落の地籍調査事業を引き続き実施します。

10. 移住・定住推進事業。

助成事業では、引き続き定住促進事業、高校生の通学支援事業、子供の医療費の個人負担無料化事業等の支援を実施します。

11. 情報発信。

CATV事業の運用により、地上デジタル放送、インターネットの高速化や災害時に対応したFM告知放送が可能となっています。また、住民ニーズに基づいた「ほっと茶んねる」の放送、広報誌の発行、ホームページの更新、SNSの活用等による情報発信に努めてまいりたいと思います。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 障がい者福祉一般事業。

令和6年度は、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の初年度になります。障がいのある方への地域生活における支援の充実を目指します。

2. 福祉輸送サービス事業。

公共交通事業の対象とならない特別な医療行為等を必要とする高齢者や障がい者の皆様を対象に、自宅から最寄りの医療機関まで無料による個別送迎を実施するとともに、新たに始まる公共交通サービスと連携して福祉輸送サービスを展開していきます。

3. 高齢者等に対する支援事業。

神土地区の「ふれあいサロン」、五加地区の「交流サロンほほえみ」、越原地区の「越原センター」をコミュニティー拠点としての利用拡大を図るとともに、高齢者や地域住民との交流を通して、健康寿命の延伸や仲間づくりの輪を広げていきます。

4. 福祉生活支援事業。

低所得高齢世帯等への、つちのこ商品券配布事業と在宅での要介護者や重度心身障害者へのゴミ袋無料配布事業を引き続き実施していきます。

5. 人生100年時代健康増進事業。

第六次総合計画のテーマの一つである「健やかに老いる」の実現のため、中部学院大学に協力いただき人生100年時代を見据えた健康づくり体制を推進します。令和6年度は、村民へのアンケート調査を実施します。

6. 予防接種事業等。

インフルエンザの重症化予防と蔓延予防のため、ワクチンの接種費用については、1歳児から18歳までを無料で行い、65歳以上の皆様には、診療所の集団接種の場合、自己負担1,000円で接種いただけるよう、令和6年度も助成を継続して実施していきます。また、昨年開始した带状疱疹ワクチンの接種費用の助成も引き続き実施します。

昨年5月に感染症法上の位置づけが2類から5類に変わった新型コロナウイルスワクチンの接種については定期接種になるため、国の方針に従い、診療所と連携し、速やかに実施していきます。接種費用に関する自己負担については加茂医師会と協議して進めてまいります。

7. 子育て支援と保育活動の質の向上。

全ての家庭が安心して子育てができ、子供たちが笑顔で成長できる子育て支援を提供いたします。子供の年齢や親の就労状況に合わせた多様な支援と保育の提供に努めます。

子育て支援のメニューは、①出産祝い金事業、②出産・子育て応援交付金事業、③すくすく成長応援事業、④子育て世帯可燃ごみ袋支給事業、⑤学童保育事業、⑥自転車通学支援事業、⑦高校生通学支援事業など、幅広い子育て世代に対応できるメニューを用意し、充実した支援を続けてまいります。

みつば保育園では、今まで以上に保育の質の向上を目指し、子供が元気に育つ環境を提供するための保育園運営に努めてまいります。

第4 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

1. 小・中学校運営。

複雑化・多様化した学校の課題に対応しながら、子供たちの豊かな学びを実現するため、教員の

働き方改革が進められております。教員が担っている業務は、ICT機器等を活用することで効率化を図り、関係者間の十分なコミュニケーションを取る等、業務を見直し、また関係者間の連携を図りながら課題解決に当たることがこれからの学校運営に望まれる環境であります。そのための一つとして、義務教育学校を進めることは、1人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、9年間の義務教育学校を系統性を確保しながら教育課程を編成・実施するため、心身の発達に応じた義務教育を一貫して施すことができる将来の学校運営の理想であると考え、義務教育学校化を推進いたします。

2. 社会教育と生涯スポーツ及び文化・芸術事業。

教育関係者だけではなく、家庭・学校・地域そして企業等全ての大人が青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促すために、自らの課題として受け止め、積極的に行動することが期待されます。

そのため、村民会議を中心に子ども会・スポーツクラブ・文化的クラブ等、子供が活動する分野を応援します。少子化が進む社会において、子供たちのスポーツや文化・芸術に関連した指導者が減りつつあるため、村のトップアスリート・トップアーティスト事業はアウトリーチ等の方法により必要なサービスや情報を提供できる仕組みを目指していきます。

この村の文化行事についても、高齢化によるサークル会員の減少が課題となっています。会員の掘り起こしを支援しながら、次の世代の活動やサークル活動が活発になるような環境づくりの支援を行っていきます。

第5 行政のデジタル化・DXの推進

デジタル技術を活用した住民生活の利便性・機能向上と行政事務の効率化を目的とした、デジタル社会の実現に向けた取組を推進します。

情報システムの標準化・共通化を踏まえ、マイナンバーの普及促進や窓口業務等の改善を図るために、標準準拠システムの導入への準備を進めます。

第6章 特別会計の予算概要説明

第1 国民健康保険特別会計

令和6年度は、岐阜県国民健康保険運営方針が改定され、第3期の初年度となります。令和11年度までの6年間で県下統一の保険税に徐々に移行します。

本村でも、保険税率の改定を含めた特別会計の安定的な財政運営や効率的な事業推進を進めていきます。加入者は501人（前年度534人）。保険税は6,040万円（前年比0.2%増）を計上しました。

村の保険税は、令和2年度から段階的に保険税を引き上げるとともに、これまでの（所得割・資産割・均等割・平等割）4方式から資産割を廃止し、令和5年度から標準方式（所得割・均等割・平等割）の3方式へと移行しました。

本村の保険税のうち、医療費分は、1人当たりの医療費が減少傾向にあるため減額しましたが、後期高齢者支援金分と介護納付金分については現状に合わせ増額しております。

県納付金に対する保険税の改正については、被保険者の方々に御理解と御協力を得られるようし

っかり広報していきます。

国保特別会計の予算全体では、前年度より2.9%増の3億5,100万円の予算編成になりました。

これは、特別交付金でへき地直診診療所運営費分1,500万円を見込んでおり、同額で診療所特別会計へ繰り出すためです。

また、特定健康診査事業をはじめとした各種健診事業の受診率向上などにより、被保険者の健康の維持や疾患の予防、早期発見により医療費の適正化を図り、県と連携した国保財政の健全化に努めます。

保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し理解していただき、村税と合わせて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められている強制執行なども実施します。

第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者920人（前年度952人）を想定し、予算額は前年度と比べ2.5%減の2億9,800万円を計上しました。介護給付費全体では、減少を見込み2億7,000万円を計上しています。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度となります。第9期計画期間3年間の月額基準保険料は、4,700円に据え置くこととしました。

引き続き介護予防事業に取り組み、要支援や要介護状態になる可能性のある高齢者を早期に把握し、より効率的な介護予防の在り方や地域包括ケアシステムの充実を図り、生きがい・健康づくりの促進に努めます。

また、介護保険制度の健全運営に努め、利用者へのサービスを安定的に提供することを行政の責務と認識し、引き続き努力を重ねてまいります。

第3 国保診療所特別会計

令和元年11月に新築移転を行った診療所、老健施設は、6年目を迎えることとなります。令和5年度も、コロナ禍の影響を少なからず受け、患者や特に老健利用者の減少となりました。6年目となる本年は、引き続き感染症から村民を守り、より一層地域ニーズに合った医療機関、村民のかかりつけ医としての責任と期待への認識を新たにするとともに、職員は働き方改革を念頭に経営感覚を養い、経営改善に努めながら村民の皆様の疾病治療と健康管理に職員一丸となって努力していきます。

予算額は2億6,900万円で、一般管理費等の増により前年度に対し6.3%の増となっています。

第4 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の被保険者610人（前年度572人）を想定し、保険料の徴収及び各種申請書の受付事務等に係る経費を計上しています。

高齢者の保健事業と介護予防事業との連携を図り、一体的な事業を推進していきます。

予算額は6,340万円で、前年度と比べ14.4%増となっています。

第7章 企業会計の予算概要説明

第1 簡易水道事業会計

簡易水道は平成16年度全村水道化し、現在の給水件数は951件（前年度954件）で、給水普及率98%となっています。

令和6年度は、曲坂水源系施設の機器更新事業が9年目となり、柏本地内の送配水施設などの設備の更新を行います。県営土木事業等で支障となる施設については、財源を確保し必要な対策を行います。

浄水場等の維持管理部門の外部委託においては、長期継続契約による複数年契約を続け、安全で清浄な水道水の供給を行います。水道管の漏水が頻繁に発生しているため、管路施設の耐震化及び長寿命化については、簡易水道事業会計の中長期的な財政状況を見ながら実施してまいります。引き続き健全な財政運営に努めます。

予算額は4億6,907万7,000円です。

第2 小規模集合排水処理事業会計

下水道施設として、4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区18戸、平西地区33戸、平東地区23戸、平中地区23戸、合計97戸となっています。各組合の御尽力により安定した運営をしています。引き続き健全な財政運営に努めます。

予算額は3,395万6,000円です。

第8章 むすび

以上のとおり、令和6年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の概要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も感染症法上の位置づけが5類感染症となり、アフターコロナのステージとなって、仕事や生活面で大きな転機となりました。こうした変化に対応しつつ、第六次総合計画の政策大綱で掲げる「人口の安定」「2,000人規模のインフラにリサイズ」「望まれる子育て環境」「人生100年時代への対応」「自然を守り資源を生かす」の5つの主要課題に取り組んでまいります。

また、物価、労働コストの高騰に対応できる柔軟な財政体質を持つために、全庁体制で職員の意識改革と労働生産性の向上に努めてまいります。

今後も引き続き財政調整基金や公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら、地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するように職員と共に知恵と汗を出して努力してまいりますので、村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、令和6年度予算の説明といたします。令和6年3月6日、東白川村長。以上でございます。

○議長（今井美道君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月7日の本会議は午前9時30分から開会しますのでお願いをいたします。
本日はこれで延会します。

午後3時11分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

